

2018(平成30)年度
身体障害者補助犬育成促進事業等
実施実態調査結果

調査対象期間 2018年4月～2019年3月
調査表送付 2019年11月



特定非営利活動法人 日本補助犬情報センター

目 次

2018(H30)年度 補助犬育成促進事業実施実態調査結果(都道府県)	<u>1</u>
図 1 盲導犬、介助犬・聴導犬 過去 8 年間に関する希望相談の有無:都道府県(2007~2018 年度)	<u>37</u>
図 2 2018(H30)年度 補助犬育成促進事業 実施件数・助成額(都道府県別)	<u>38</u>
図 3 2007 年度~2017 年度の補助犬育成促進事業実施件数	<u>39</u>
図 4 2018 年度の補助犬育成促進事業の実施予定(2010~2018 年度)	<u>40</u>
表 1 第二種社会福祉事業としての補助犬訓練事業届出 状況	<u>41</u>
表 2 2018(H30)年度 補助犬育成促進事業 実施件数・助成額(都道府県別)	<u>42</u>
表 3 2019 年度 補助犬育成促進事業 実施予定件数・予定額(都道府県別)	<u>43</u>
表 4 都道府県における補助犬育成促進事業の助成金交付先について	<u>44</u>
表 5 都道府県の助成候補者の決定にかかわる調査・評価委託事業について(都道府県、政令指定都市、中核市)	<u>45</u>
2018 年度 補助犬の同伴受入れ状況等に対する実態調査結果(政令市・中核市)	<u>46</u>
身体障害者補助犬育成促進事業等実施実態調査結果(都道府県) アンケート用紙	80
補助犬同伴の受け入れ状況等に対する実態調査(政令指定都市・中核市) アンケート用紙	89

2018年度 補助犬育成促進事業等実施実態調査結果

【回答総数：都道府県 46】（*covid-19の影響により、一部自治体に関して回収が困難な状況がありました）

基本データ

1. 第二種社会福祉事業届出の増減

①2018年度中の新規届出について

都道府県	訓練事業者名	届出日
東京都	社会福祉法人日本聴導犬協会 東京支部	記載なし
山口県	ドッグスクール Sue	2019年1月31日

②2018年度中の届出取り消し手続きについて

2018年度中の取り消し手続きなし

①育成促進事業

2. 都道府県における補助犬使用者数（2019年3月31日現在）

	いる	いない	不明
盲導犬	93% (43)	4% (2)	2% (1)
介助犬	50% (23)	46% (21)	4% (2)
聴導犬	24% (11)	72% (33)	4% (2)

3. 2018年度中の補助犬の希望者について

	希望あり	希望なし	無回答	合計
盲導犬	70% (32)	28% (13)	2% (1)	46 都道府県
介助犬	22% (10)	72% (33)	7% (3)	46 都道府県
聴導犬	7% (3)	87% (40)	7% (3)	46 都道府県

	希望ありと回答した都道府県における希望者の件数				
	1件	2~3件	4~5件	6~8件	9件以上(最大の数)
盲導犬	14	10	5	3	0
介助犬	7	1	2	0	0
聴導犬	2	0	1	0	0

4.2018年度の補助犬育成補助事業の実施について

	実施あり	実施なし
盲導犬	70%(32)	30%(14)
介助犬	13%(6)	87%(40)
聴導犬	4%(2)	96%(44)

5.2019年度の補助犬育成補助事業の実施予定について

★補助犬の種類に限らずある:39%(18)

上記の都道府県以外(28都府県)で

	ある	ない	未定	無回答
盲導犬	68%(19)	21%(6)	11%(3)	—
介助犬	21%(6)	64%(18)	14%(4)	—
聴導犬	11%(3)	71%(20)	14%(4)	4%(1)

6.補助犬育成補助事業の助成金交付先について

	希望者が選んだ 訓練事業者	指定する団体	委託する団体	無回答
盲導犬	74%(34)	4%(2)	22%(10)	—
介助犬	74%(34)	4%(2)	13%(6)	9%(4)
聴導犬	74%(34)	4%(2)	13%(6)	9%(4)

7.希望者の募集方法について

随時募集	一定の期間を定めて 募集	先着順	その他
46%(21)	39%(18)	7%(3)	9%(4)

*その他:貸与希望者は訓練事業者を通じて貸与希望申請となっている。/県は、県内ユーザーに貸与決定した育成事業者に対する補助事業を行っており、貸与に関する募集は行っていない。/行っていない。/各事業者で対応。/随時募集だが、1頭分の予算しか確保していない状況で、申請があり次第給付の手続きに入る。

8.「一定の期間を定めて募集」の結果、実施予定数に達しなかった場合の再募集について(対象数:18)

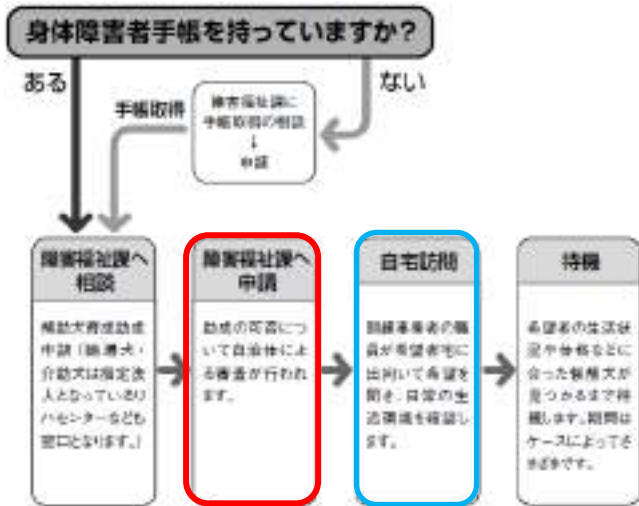
実施している	実施していない	状況により検討
39%(7)	6%(1)	56%(10)

② 育成計画の作成

9. 助成候補者の決定における調査と評価について

【参考】助成候補者決定における調査、評価について。

以下、補助犬希望者の希望～合同訓練前までの流れです。



赤枠内が「調査」の部分です。

今回の設問では、補助犬希望者が障害福祉課へ申請した際、助成の可否について自治体による審査が行われる過程を「調査」としています。

青枠内が「評価」の部分です。

今回の設問では、自治体による審査（調査）を通過した補助犬希望者の日常の生活環境等を確認する過程を「評価」としています。

1) 調査の実施と実施方法について

【実施】

実施している	実施していない
76% (35)	24% (11)

【方法】

都道府県主体	委託	その他
74% (26)	23% (8)	3% (1)

*その他：福祉事務所（市を含む）で実施している。

以下、調査を委託している場合のみ（対象数：8）回答

・委託費用について、「身体障害者補助犬育成促進事業補助金」（地域生活支援事業）利用の有無

利用あり	利用なし
50% (4)	50% (4)

・調査時の担当者立会いについて

立会いあり	立会いなし
25% (2)	75% (6)

・委託した調査の報告書提出について

提出を求めている	提出を求めている
63% (5)	38% (3)

2) 評価の実施と実施方法について

【実施】

実施している	実施していない	無回答
61% (28)	37% (17)	2% (1)

【方法】

都道府県主体	委託	その他
46% (13)	50% (14)	4% (1)

*その他: 県ではなく、市町村が行っている

以下、評価を委託している場合のみ(対象数:14)回答

・委託費用について、「身体障害者補助犬育成促進事業補助金」(地域生活支援事業)利用の有無

利用あり	利用なし	無回答
50% (7)	36% (5)	14% (2)

・評価時の担当者立会いについて

立会いあり	立会いなし
7% (1)	93% (13)

・委託した評価の報告書提出について

提出を求めている	提出を求めている
64% (9)	36% (5)

③理解促進・普及啓発

10.補助犬法や補助犬に関する取り組み(助成施策、理解促進・啓発、身体障害者補助犬育成計画の作成等の実施や実施予定について。また、その取り組みに関する具体的な内容や、おおよその費用、「身体障害者補助犬育成促進事業」(地域生活支援事業)の補助金利用有無について。

【助成施策】

2018年度:助成施策の実施	
実施あり	15%(7)
実施なし	85%(39)

2019年度:助成施策の実施予定	
実施あり	15%(7)
実施なし	85%(39)

■補助犬の健康管理費(予防接種、医療費など)

都道府県	2018年度	2019年度	内容	課題	費用	補助金利用
埼玉県	○	○	身体障害者補助犬健康管理費助成事業	—	1,401,000	×
石川県	○	○	県内のユーザー団体に基金を設立し、助成対象費用計の半額を対象に1頭当たり年間11,000円を上限に助成する	特になし	112.824	×
福井県	○	○	身体障害者補助犬の衛生管理に必要な処置(健康検査3回、狂犬病予防接種、混合ワクチン接種、犬フィラリア病抗原検査、犬フィラリア病予防薬)を県獣医師会に委託	—	228,000 (@38,000× 6頭)	×
鳥取県	○	○	予防接種代助成	—	43,575	○
島根県	○	○	「身体障がい者補助犬健康管理費助成事業」:補助犬使用者が補助犬に獣医師による健康診断、予防接種及びその他の疾病予防措置等を受けさせた場合にその費用を助成する	—	660,000	×
香川県	○	○	厚生労働省が作成した「身体障害者補助犬の衛生確保のための健康管理ガイドライン」に定められているもの・獣医師による健康診断・獣医師による予防接種及びその他の疾病予防措置等・実施が望まれる疾病予防措置	補助対象範囲拡大の有無について	年間1回、1人につき 20,000円を 上限	×

■飼育のための必要経費(餌など)

都道府県	2018年度	2019年度	内容	課題	費用	補助金利用
茨城県	○	○	飼育費、犬医療費、歩行指導費等	—	1,984,500	○
愛知県	○	○	治療代、医薬品購入代金、ドッグフード・犬用ガム・ブラシ等購入代金	—	—	×

【理解促進】

2018年度:理解促進事業の実施	
実施あり	28%(13)
実施なし	72%(33)

2019年度:理解促進事業の実施予定	
実施あり	28%(13)
実施なし	72%(33)

■市町村担当者向け

都道府県	2018年度	2019年度	内容	取り組みの効果	課題	費用	補助金利用
宮城県	○	○	県の補助犬育成事業、貸与の申し込み先、補助犬の受入れ義務	障害者から問合せや相談があった場合の円滑な対応	—	非予算	×
埼玉県	○	○	市町村担当者会議で補助犬理解促進の説明を行った	—	—	0	×
奈良県	○	○	障害理解を深めるための研修である「あいサポーター研修」において、補助犬について講義を行っている	補助犬について知っていただき、必要な配慮について理解を深めていただいている	研修での周知は図っているものの、レストラン等への入店拒否などの相談が寄せられている	5,037,000 (まほろば「あいサポート運動」推進事業)	×
高知県	○	○	市町村身体障害者団体指導者研修会で補助犬の給付について説明	補助犬の給付に関する理解促進	—	—	×

■受け入れ事業者向け

都道府県	2018年度	2019年度	内容	取り組みの効果	課題	費用	補助金利用
栃木県	○	○	飲食店、宿泊施設での補助犬ユーザーの入店拒否	飲食事業者、宿泊事業者における補助犬の理解促進	従業員まで理解を得られているかはわからない	0	×
神奈川県	○	×	食品衛生指導員研修会において補助犬に係る説明を実施	事業所の理解が深まった	特になし	0	×
石川県	○	○	県内温泉旅館への研修時や、飲食店の衛生管理責任者の研修時に補助犬について啓発を行う	補助犬に対する理解が深まり、ユーザーの社会参加を促進する	特になし	0	×
静岡県	○	○	補助犬インフォメーションデスクを開設し、出前講習会、広報啓発活動を実施	補助犬に対する理解の促進	—	2,179,000 (理解促進、啓発、育成計画を併せて委託した費用)	○
奈良県	○	○	障害理解を深めるための研修である「あいサポーター研修」において、補助犬について講義を行っている	補助犬について知っていただき、必要な配慮について理解を深めていただいている	研修での周知は図っているものの、レストラン等への入店拒否などの相談が寄せられている	5,037,000 (まほろば「あいサポート運動」推進事業)	×
兵庫県	○	○	医療従事者向け研修会	—	—	250,800 (学校への出前講座と合わせて)	○

■一般市民向け

都道府県	2018年度	2019年度	内容	取り組みの効果	課題	費用	補助金利用
新潟県	○	○	飲食店等による拒否事例が後を絶たないので、食品衛生指導員養成講習会の中で行政説明を行った	具体的な効果は把握していないが、飲食店や宿泊事業者等において拒否事例が減少することを期待している	無	0	×
静岡県	○	○	補助犬インフォメーションデスクを開設し、出前講習会、広報啓発活動を実施	補助犬に対する理解の促進	—	2,179,000 (理解促進、啓発、育成計画を併せて委託した費用)	○
大阪府	○	○	「共に生きる障がい者展」での補助犬ユーザーの講演	補助犬の理解促進・啓発	—	—	—
奈良県	○	○	障害理解を深めるための研修である「あいサポーター研修」において、補助犬について講義を行っている	補助犬について知っていただき、必要な配慮について理解を深めていただいている	研修での周知は図っているものの、レストラン等への入店拒否などの相談が寄せられている	5,037,000 (まほろば「あいサポート運動」推進事業)	×
広島県	○	○	人権啓発行事である「ヒューマンフェスタ広島」において、身体障害者補助犬貸与式、補助犬によるデモンストレーション等を実施	補助犬の役割や補助犬を見かけたときの注意事項など、広く県民に啓発することができる	集客力の伸び悩み	46,530	×
高知県	○	○	障害に関する理解啓発イベントで介助犬のデモンストレーション等を実施	補助犬に関する普及啓発	—	—	×

■児童・生徒向け

都道府県	2018年度	2019年度	内容	取り組みの効果	課題	費用	補助金利用
長野県	○	○	県庁見学の小学生「こども記者体験」で補助犬の説明	—	—	0	×
静岡県	○	○	補助犬インフォメーションデスクを開設し、出前講習会、広報啓発活動を実施	補助犬に対する理解の促進	—	2,179,000 (理解促進、啓発、育成計画を併せて委託した費用)	○
奈良県	○	○	障害理解を深めるための研修である「あいサポーター研修」において、補助犬について講義を行っている	補助犬について知っていただき、必要な配慮について理解を深めていただいている	研修での周知は図っているものの、レストラン等への入店拒否などの相談が寄せられている	5,037,000 (まほろば「あいサポート運動」推進事業)	×
兵庫県	○	○	学校への出前講座	—	—	250800 (医療従事者研修と合わせて)	○

【啓発活動】

2018年度：啓発活動事業の実施	
実施あり	91% (42)
実施なし	9% (4)

2019年度：啓発活動事業の実施予定	
実施あり	91% (42)
実施なし	9% (4)

■補助犬啓発用のウェブサイト掲載

都道府県	2018年度	2019年度	内容	取り組みの効果	課題	費用	補助金利用
宮城県	○	○	県のホームページに掲載	測定していない	—	非予算	×
山形県	○	○	山形県のホームページに補助犬の啓発に係るページを記載	補助犬に関する理解促進	—	無	×
群馬県	○	○	広く県民に周知を図るため、県ホームページに案内を掲載	特になし	特になし	0	×
千葉県	○	○	千葉県庁 HP で、補助犬の概要や同伴の受入れ義務及び、補助犬に関する相談窓口の案内を掲載	不特定多数の人に補助犬に関する周知ができる	特になし	0	×
和歌山県	○	○	県ホームページに身体障害者補助犬給付事業等について掲載	給付希望者に情報を伝えることができる	給付申請のない年もあり、必要な方に情報をいかに届けるかが課題	0	×
岡山県	○	○	県 HP の内容を分かりやすくした	—	—	—	×
高知県	○	○	県のホームページに補助犬の説明や関連リンク、問い合わせ先を掲載	補助犬に関する普及啓発	—	—	×
佐賀県	○	○	県 HP に厚生労働省リーフレットを掲載するとともに、街で補助犬を見かけた際の対応等について掲載している	受け入れ拒否等にかかわる相談件数の減少（直近2年間は0件）	—	—	×

■厚生労働省リーフレット等の配布

都道府県	2018年度	2019年度	内容	取り組みの効果	課題	費用	補助金利用
北海道	○	○	希望する事業所や市町村等に対し、補助犬同伴ステッカーやリーフレット等を配布	事業者等での刑事による補助犬法の普及	連絡のあったところへの配布が中心であり、積極的な配布となっていない	0	×
岩手県	○	○	ステッカーやリーフレット、ポスターを配布している	補助犬の理解促進及び普及啓発	—	0	×
宮城県	○	○	市町村、事業者等への配布	測定していない	—	非予算	×
秋田県	○	○	厚労省リーフレット等の配布	—	—	—	×
山形県	○	○	厚労省作成のリーフレット等を配布	補助犬に関する理解促進	—	無	×
群馬県	○	○	広く県民に周知を図るため、県庁舎内に広報資材を設置	リーフレットを持っていく人が一定数いるため、周知につながっている	特になし	0	×
埼玉県	○	○	補助犬啓発リーフレット、ポスター、補助犬同伴ステッカーの配布	—	—	0	×
千葉県	×	○	出先機関に配置されている、障害者差別解消等の業務に携わる職員が各地域の飲食店等の事業者を直接訪問し、リーフレットやステッカーを配布する	直接店舗に行き配布するため、補助犬の受入れについて詳細に説明でき、理解を得られやすい	直接訪問するため郵送等に比べ効率が悪い	0	×
東京都	○	○	厚生労働省作成補助犬ステッカー・リーフレットの配布	—	—	—	×
神奈川県	○	○	希望のあった店舗等に対するステッカーやパンフレットの配布	補助犬受け入れに関する普及啓発効果	特になし	0	×

新潟県	○	○	一般市民への普及啓発が必要なので、補助犬リーフレットの配布を実施（在庫にて対応）	約 4,000 枚配布	—	0	×
富山県	○	○	補助犬ステッカーやパンフレットの配布（厚生センターなど）	ステッカー掲示施設の増加など	補助犬の同伴を拒否された事例からも、より一層補助犬の周知を図る必要があること	0	×
石川県	○	○	障害の啓発イベント内に補助犬育成団体を招待し、普及啓発を行っている	補助犬に対する理解が深まり、ユーザーの社会参加を促進する	特になし	8,200,000	×
長野県	○	○	希望者にステッカー、パンフレット等を配布する	—	—	—	×
岐阜県	○	○	リーフレットの設置及びステッカーの配布	県民への幅広い周知	—	—	×
静岡県	○	○	補助犬インフォメーションデスクを開設し、出前講習会、広報啓発活動を実施	補助犬に対する理解の促進	—	2,179,000	○
愛知県	○	○	要望に応じて、商業施設や公的施設などへ配布	社会参加のためのパートナーとしての補助犬の周知	飲食店や病院への入場を拒否されることがある	0	×
三重県	○	×	厚生労働省より活用依頼があり、県内市町へ配布した	補助犬の普及啓発に活用できた	—	2,378	×
滋賀県	○	○	身体障害者が補助犬を伴って社会で活動することを支援するため	県内の公共施設等でのステッカー表示を推進	—	0	×
京都府	○	○	補助犬育成団体や市町村から要望を受けて、希望部数を発送	補助犬の普及・啓発	特になし	0	×
大阪府	○	○	補助犬同伴ステッカーやパンフレットの配布	補助犬の理解促進・啓発	—	0	×

奈良県	○	○	障害理解を深めるための研修である「あいサポーター研修」の受講生や補助犬の入店拒否の相談があったときに、相手方に対して厚生労働省リーフレットの配布を行っている	補助犬について知っていただき、必要な配慮について理解をふかめていただいている	研修での周知等は図っているものの、レストラン等への入店拒否などの相談が寄せられている	0	×
和歌山県	○	○	補助犬チラシやパンフレットを配布	飲食店等に配布することで、補助犬の受け入れ拒否を減らすことができる	広報していても、毎年数件の補助犬受け入れ拒否の報告がある	0	×
島根県	○	○	依頼のあった事業所や公共施設等へステッカー及びリーフレットを送付	飲食店や公共施設での補助犬の受入れについての理解促進	依頼のあった箇所のみへの送付であるため、配布数が限られている	0	×
岡山県	○	○	小学校の授業用飼料としてのパンフレット利用や、銀行・病院入口などでのステッカー掲示の希望がある	小学生への補助犬紹介や、県民が利用する施設でのステッカー等の刑事は有効な啓発となる	—	—	×
広島県	○	○	5月22日の「ほじょ犬の日」に合わせて、県 Facebook、Twitter にて記事を掲載	広く県民に対して補助犬の普及啓発をすることができる	特になし	0	×
徳島県	○	○	障がい福祉関係のイベントや研修時におけるリーフレット配布	一般県民の補助犬への理解が深まった	—	0	×
香川県	○	○	人権フェスタにおいて補助犬同伴のステッカーやパンフレットの配布	啓発活動につながった	パンフレット等の配布のほか、効果的な理解促進の取り組みについて	10,800	○

愛媛県	○	○	厚生労働省作成のリーフレット及び県作成の補助犬受入れに関するQ&Aを、飲食店営業の食品衛生責任者講習会において配布するとともに、旅館ホテルを通じて同組合員に配布	不特定多数の者が利用する施設において受入れを拒んではならないことを周知啓発した	—	0	×
高知県	○	○	公共施設や中心商店街、医療機関等に補助犬ステッカーを配布	補助犬及び合理的配慮に関する普及啓発	—	—	×
佐賀県	○	○	厚生労働省リーフレットの配布（窓口への設置）	受け入れ拒否等にかかわる相談件数の減少（直近2年間は0件）	—	—	×
熊本県	○	○	旅館組合や観光連盟へのリーフレット及びステッカー配布	補助犬の周知	補助犬への理解を進めるためには、さまざまな機会、手段を活用し、継続的に周知を行う必要がある	0	×
大分県	○	○	補助犬啓発パンフレットや補助犬ステッカー等の各関係団体への配布	県をはじめ、各関係団体を通じての広範な普及啓発効果	—	—	×
鹿児島県	○	○	同伴拒否があった事業所や希望があった場合に送付する	リーフレット等を配布することで、事業所内でも理解促進に用いてもられ、理解促進につながる	補助犬に対する理解については事業所に任せる形になる	0	×

■広報誌等への記事掲載

都道府県	2018年度	2019年度	内容	取り組みの効果	課題	費用	補助金利用
青森県	○	○	広報誌等への記事掲載	—	—	—	×
埼玉県	×	○	県広報紙「彩の国だより」に補助犬理解促進記事掲載	—	—	0	×
和歌山県	○	○	テレビやラジオ、県の広報紙による広報	補助犬について広く知ってもらうことができる	まだまだ知られているとは言えず、引き続き広報していく必要がある	0	×
島根県	○	○	新聞へ補助犬の理解促進や差別解消等について掲載	補助犬への理解促進や、補助犬使用者の社会参加の促進	—	0	×
	×	○	県内の視覚障害者団体と協力し、補助犬及び視覚障害者理解についての県版リーフレットの作成	補助犬への理解促進や、補助犬使用者の社会参加の促進	—	1,600,000	×
広島県	○	○	5月22日の「ほじょ犬の日」に合わせて、県のSNSで記事を掲載	広く県民に対して補助犬の普及啓発をすることができる	特になし	0	×
高知県	○	○	県が発行する「障害福祉のしおり」(冊子)に補助犬に関する説明を掲載	補助犬に関する普及啓発	—	—	×

■その他

都道府県	2018年度	2019年度	内容	取り組みの効果	課題	費用	補助金利用
北海道	○	○	当課イベント(毎月開催)において補助犬リーフレット等を設置	市民へ補助犬法の周知	毎月開催のイベントではあるが、リーフレットコーナーに足を運ぶ方は多くなく、配布数が伸び悩んでいる	0	×
	○	○	訓練事業者の協力のもと、イベント会場に置いて普及啓発ブースの設置	大型商業施設内でのPR犬による補助犬の役割の紹介ができ、一般市民への普及活動ができた	道内の訓練事業者が北海道盲導犬協会のみで、現時点では盲導犬PR犬の紹介のみである	0	×
	○	○	普及啓発パネル展による普及啓発ブースの設置	来庁者へ補助犬法や補助犬の役割について広く周知することができた	—	0	×
宮城県	○	○	日本盲導犬協会仙台訓練センター主催「短期視覚障がいリハビリテーション」の周知協力	確認していない	—	非予算	×
栃木県	○	○	県民へ補助犬を理解してもらうために、県民の日に補助犬ブースを設置	県民への補助犬に対する理解促進	興味関心がある人へは理解が深まるが、興味関心がない人まで理解を得ることは難しい	0	×
	○	○	県民の補助犬理解促進のため民間企業との定期的な情報発信コーナー等を利用			0	×
	○	○	訓練事業者が主催するイベントや情報等の広報協力			0	×

埼玉県	○	○	「県庁オープンデー」にて来場者に補助犬のデモンストレーションなど啓発活動を実施	—	—	0	×
新潟県	○	○	県広報番組での普及啓発	具体的な効果は把握していないが、補助犬への理解が促進されることを期待している	—	0	×
富山県	○	×	社会福祉法人富山県視覚障害者協会と共に、県飲食業生活衛生同業組合に対して、補助犬の組合員への周知に係る要望を実施	—	補助犬の同伴を拒否された事例等からも、より一層補助犬の周知を図る必要があること	0	×
愛知県	○	○	イオン店舗のブースで補助犬の仕事の実体験。訓練のデモンストレーション	補助犬と利用者への理解促進	—	300,000	○
三重県	○	○	補助犬受け入れ啓発キャンペーン(4回)の実施	補助犬の受入れに対する理解促進が図れた	—	223,000	○
和歌山県	○	○	人権フェスタのブースにおいて、補助犬啓発イベントを実施	補助犬について広く知ってもらうことができる	まだまだ知られているとは言えず、引き続き広報していく必要がある	0	×
島根県	○	○	盲導犬に関する啓発ポスターの作成、市営バスへの広告掲載(デジタルサイネージ)	補助犬への理解促進や、補助犬使用者の社会参加の促進	—	150,000	○
岡山県	○	×	商業施設で行われた障害者週間啓発事業で、補助犬についてのパネル展示を行った	イベント会場に展示することで、来場者に関心を持ってもらえる	—	25,660	○

山口県	○	○	山口ゆめ花博において訓練事業所職員、ユーザーとともに盲導犬の紹介を実施	県民への周知が図れた	—	0	×
福岡県	○	○	盲導犬体験歩行会等のイベントによる啓発を実施	—	—	5,693,600	○
	○	○	補助犬を紹介するステージイベント等による啓発を実施	—	—	4,644,000	○
長崎県	○	○	県のホームページに、補助犬の制度についての説明を掲示	補助犬に関する周知促進	—	0	×
	○	○	県庁内での補助犬ポスターの掲示	補助犬に関する周知促進	—	0	×
宮崎県	○	○	身体障害者補助犬に関する資料を広報紙に掲載	県民への啓発を図ることができた	特になし	0	×
	○	○	障害者週間の啓発イベントにおいて、啓発資料の配布	県民への啓発を図ることができた	特になし	0	×

【ニーズならびに供給体制の把握事業】

2018年度：把握事業実施		2019年度：把握事業実施予定	
実施あり	28% (13)	実施あり	30% (14)
実施なし	72% (33)	実施なし	70% (33)

■市区町村に対して調査

都道府県	2018年度	2019年度	内容	課題	費用	補助金利用
宮城県	×	○	補助犬の貸与に関する希望や問い合わせ等の有無に関する照会	—	非予算	×
秋田県	○	○	市町村を通じて翌年度補助犬給付希望者の有無を調査	—	—	×
群馬県	○	○	1～2月ごろに照会を行う	特になし	0	×
長野県	○	○	毎年9月ごろ、市町村に調査を実施し、補助犬希望者の状況・利用者数の把握を行っている	—	0	×

■障害者団体に対して調査

都道府県	2018年度	2019年度	内容	課題	費用	補助金利用
新潟県	○	○	補助犬希望者の聞き取り調査	—	0	×
富山県	○	○	社会福祉法人富山県視覚障害者協会により補助犬希望者の有無等を把握	補助犬を利用しやすい環境の整備等	600,000	×
石川県	○	○	県内の盲導犬利用者から補助犬希望者について情報提供を受けている	特になし	0	×
奈良県	○	○	盲導犬を持つ当事者団体との話し合いの場を設け、補助犬の希望者数のヒアリングを行っている。	特になし	0	×

■訓練事業者に対して育成頭数の調査

都道府県	2018年度	2019年度	内容	課題	費用	補助金利用
宮城県	○	○	県内の障害者の貸与予定の有無に関する照会	—	非予算	×
群馬県	○	○	1～2月ごろに照会を行う	—	0	×
埼玉県	○	○	訓練事業者に対し定期的に調査を実施	—	0	×
熊本県	○	○	県内在住者の民間給付や補助犬の使用状況等の確認	特になし	0	×

■その他

都道府県	2018年度	2019年度	内容	課題	費用	補助金利用
青森県	○	○	訓練事業者から補助犬の受入れに係る希望の連絡(希望者数、対応可能頭数)	補助犬ユーザーから補助犬の活用状況を確認し、事業評価することが必要	2,038,000	×
静岡県	○	○	補助犬インフォメーションデスクを開設し、個別相談への対応や給付希望者への情報提供、使用者に対する衛生や行動に関する指導等を実施	—	2,179,000	○

【連携体制の取り組み】

2018年度:連携体制の取り組み実施	
実施あり	4%(2)
実施なし	96%(45)

2019年度:連携体制の取り組み実施	
実施あり	7%(3)
実施なし	93%(43)

■障害者団体

都道府県	2018年度	2019年度	内容	課題	費用	補助金利用
石川県	×	○	補助犬使用者と協力して施策の周知(パンフレットの配布等)を行っている	特になし	0	×

■その他

都道府県	2018年度	2019年度	内容	課題	費用	補助金利用
大阪府	○	○	身体障がい者補助犬部会において有識者による審議	—	—	×

④相談・問い合わせ

11.補助犬に関する相談内容の記録、保管について

記録・保管している	記録・保管していない
93%(43)	7%(3)

12.2018年度の補助犬に関する相談・苦情等について

	相談・苦情があった	相談・苦情がなかった	その他
盲導犬	63%(29)	35%(16)	2%(1)
介助犬	22%(10)	76%(35)	2%(1)
聴導犬	9%(4)	89%(41)	2%(1)

*その他:身体障害者補助犬の相談、普及、啓発業務を委託している団体が集計しており、設問の区分で集計していない

12-1.補助犬に関する問い合わせの項目と相談者について

1)盲導犬

	補助犬 使用者	補助犬 希望者	障害者 家族	訓練 事業者	受入れ 事業者	一般市 民	その他	計
訓練事業者関連	0	9	0	0	0	1	2	12
資料請求	0	0	0	0	2	0	4	6
その他問合わせ	6	3	0	2	0	5	1	17
同伴拒否関連	21	0	0	5	2	0	3	31
その他苦情	1	0	0	0	0	3	0	4

2) 介助犬

	補助犬 使用者	補助犬 希望者	障害者 家族	訓練 事業者	受入れ 事業者	一般市 民	その他	計
訓練事業者関連	1	2	1	0	0	0	0	3
資料請求	0	0	0	0	0	0	0	0
その他問合わせ	0	0	0	0	3	2	1	6
同伴拒否関連	2	0	0	2	0	0	0	4
その他苦情	0	0	0	0	0	0	0	0

3) 聴導犬

	補助犬 使用者	補助犬 希望者	障害者 家族	訓練 事業者	受入れ 事業者	一般市 民	その他	計
訓練事業者関連	0	0	0	0	0	0	0	0
資料請求	0	0	0	0	0	0	0	0
その他問合わせ	0	0	1	1	0	1	0	3
同伴拒否関連	2	0	0	0	0	0	0	2
その他苦情	0	0	0	0	0	0	0	0

12-2.相談の具体的な内容

1) 盲導犬

■訓練事業者に関する紹介や相談

相談者	内容	対応
者 希 望	市から給付希望者がいるという情報提供	申請期間が過ぎていたため、次年度対応とした
他 そ の	盲導犬について案内をしたい	県ホームページを紹介し、まずは訓練事業者と連絡を取ることを案内するよう伝えた。

■資料請求

相談者	内容	対応
その他	小学校の授業で使用するため、「ほじょ犬もっと知って BOOK」を送付して欲しい	必要部数を送付した。
	補助犬リーフレット、ステッカーの送付希望。	送付対象：ユーザーの会、市役所、障害福祉サービス事業所、企業
	補助犬シールの送付依頼	送付対応

■盲導犬同伴の受け入れ拒否に関する対応や相談

【飲食店等】

相談者	内容	対応
補助犬使用者	視覚障害者の同行援護支援を行っている事業所から受け入れ拒否についての相談。飲食チェーン A の B 店舗入り口に「補助犬入店シール」が貼ってあり、盲導犬同伴を伝えると理由もないまま入店拒否。飲食チェーン A の C 店舗では「補助犬入店シール」が同様に貼ってあり、盲導犬同伴による入店を希望すると店員からは「カウンターなら良い」と返答される。盲導犬を連れてのカウンター利用では狭いことから、ボックス席の利用を希望するが「カウンターのみ」との回答で、理由を尋ねるも説明がないまま「ダメ」といわれ、それ以上は言わずに帰ってきた。	補助犬担当課より飲食チェーン A へ受け入れ拒否の相談があったことを連絡する。担当者からは人事異動などで店舗担当者へ補助犬受入れについて周知が十分ではなかったとの説明を受ける。また、補助犬が携帯している証明書の提示を求めても問題ないかなどの質問があり、証明書の提示を求めることは問題ない旨、説明する。補助犬受入れステッカー及びパンフレットを飲食チェーン A の本部に送付し、店舗での受け入れ対応について周知していただくよう働きかける。
	飲食店において、混雑のため補助犬が座るスペースを確保できないとの理由により、入店を拒否された。	事業者に対し、障害者差別解消法の趣旨や身体障害者補助犬法について説明し、配慮について協力依頼。
	飲食店の電話予約の際、補助犬同伴を理由に拒否された。	

	飲食店で受け入れ拒否 飲食店に補助犬同伴で入店したところ、店から受け入れ拒否された。	飲食店に対し事実確認と指導を行った。
	飲食店で食事の際、知人(聴覚障害者)が先行して店舗に行き、盲導犬同伴について店員に伝えたところ、上司に確認すると返答された。その後、店員から確認したが入店はできないと返答され、入店を断念した。	店長に身体障害者補助犬法による補助犬の受け入れ義務について説明のうえ、混雑時以外の盲導犬同伴での入店及び混雑時を含み盲導犬を客席から離れた場所に待機させた上での入店の可否について尋ねた所、いずれも可能という返答であった。以上を踏まえた上で、改めて補助犬の受け入れについて依頼した上、今後の参考として補助犬に関する資料を県から送付した。
補助犬使用者	県内のラーメン屋を利用しようとした所、盲導犬の同伴を拒否された。スタッフが統括店長に確認を取ったところ、犬を入れてよいとすると猫も入れなければならない、という理由で同伴できないと返答された。補助犬法についての理解・認識が不足していると思われるので、県から助言・指導をお願いしたい。	補助犬法により原則受け入れが義務であることを説明のうえ、今後の受け入れについて確認したところ、受け入れる、との回答を得た。改めて、補助犬の受け入れについて依頼した。
	県内の飲食店利用時に入店を断られた。	飲食店に県から連絡をし、状況の確認と補助犬受入れについて情報提供を行った。
	飲食店に予約の連絡をしたが、盲導犬を理由に予約拒否をされた	事業主に連絡。盲導犬についての対応の認識は有しており、今回の対応について謝罪があった。市から指導を受け社内教育を徹底した。市の広報に盲導犬(補助犬)に関する理解啓発記事を掲載して周知した。
	盲導犬と同伴で飲食店へ入店したところ拒否された。	店舗に連絡。法に対する認識不足を認め、今後について、全店に対し社員教育、指導をしていくとの回答があった。県からはパンフレット、ステッカーを送付した。
	盲導犬使用者が飲食店へ訪問する際に、事前に盲導犬同伴で伺う旨を伝えたところ、「店舗入り口に鎖で繋いでおく必要がある」と回答があった。再度店内への同伴希望を伝えたところ、謝罪と店内までの入店を認める旨の連絡があったが、クレマーとしてとらえられているような気がしたため、結局当該飲食店へは訪問しなかった。	当該飲食店へ身体障害者補助犬法の趣旨を伝え、今後同様の事態を防ぐよう社内通知に努めるとの旨、回答を受けた。・飲食店の所在地である市役所、及び盲導犬使用者の居住する市役所の補助犬担当課と情報共有

	政令市にある飲食店での入店拒否	政令市に連絡し、市から飲食店に対して説明と指導を行った
	飲食店での受け入れ拒否	身体障害者補助犬法の説明・啓発資料の送付
	他県から盲導犬使用者が来県した際に、宿泊施設及び飲食店で入店拒否された。	市担当課から補助犬法の趣旨を伝え、理解を求めたところ、今後受け入れる方向で了承を得た。
	コーヒーのチェーン店で入店拒否された	市がコーヒー店へ聞き取り調査の上事実確認した。本店では、全店で盲導犬の受け入れ拒否はしていないとのことであった。今回は、スタッフの知識不足が理由であった。
市一般	飲食店の入店拒否	権限のある政令市に連絡をし、対応状況を確認した。

【公共交通機関等】

相談者	内容	対応
補助犬使用者	路線バスへの苦情 補助犬を帯同しているにも関わらず、行き先アナウンスや料金支払い時の支援がなく、迷惑そうな扱いを受けた。	バス会社に対して事実確認と指導を行った。
	コミュニティバスの乗車を断られた。	本人に手紙を送付。(今後一層の周知徹底を図りたい、という内容)
	病院、公共交通機関、公共施設等の盲導犬同伴の受け入れ拒否に関する相談	受け入れ拒否を行った事業者へ状況確認を行い、補助犬法の説明、リーフレット等の送付を実施し対応状況について相談者に報告した。
	盲導犬ユーザーが盲導犬同伴でタクシーに乗車しようとしたところ、乗車を断られ、利用することができなかった。(2件)	相談者としては、車両の特定等は求めず、このような事案が今もあることを関係者に認識してもらい、盲導犬に対する正確な理解を広げてもらいたいとの意向であった。これを受け、県と国(運輸支局)で業界団体を訪問し、事案の経緯を説明するとともに再発防止の徹底を依頼した。

受入れ事業者	白杖を持った人が盲導犬らしき犬を連れて乗車してくるが、盲導犬とは思えない点が見受けられる。身体障害者手帳の提示を求めても応じてもらえない。全国盲導犬施設連合会に相談した所、県の障害福祉課を案内された。	当時の担当者から「身体障害者補助犬法第 12 条により補助犬の表示が義務付けられていることを伝えた。まずは犬の胴体を見て盲導犬の表示があるかを確認し、ない場合は認定証の提示を求め、表示や提示がなく補助犬を同伴した場合は、通常のペットとして対応して差し支えない」と回答。
--------	--	--

【ホテル等宿泊施設】

相談者	内容	対応
補助犬使用者	ホテル宿泊時に朝食をとるため、館内レストランに入る際に従業員から補助犬を部屋に置いてくるように言われた	ホテルの責任者に対し、障害者差別解消法の趣旨や身体障害者補助犬法について説明し、配慮について協力依頼。
	ホテルでの受け入れ拒否（予約段階）	ホテルの責任者に補助犬法等を説明。理解していただき、予約を受け付けてもらった。
その他	宿泊施設で受け入れ拒否をされた。（市役所経由）	当該施設に対して受け入れ義務を説明し、従業員に周知してもらうよう依頼。リーフレットやステッカー一等を送付
	盲導犬使用者のガイドヘルパーより通報。ホテル利用の際に盲導犬のにおいが充満するとの理由で、雨天時の利用を遠慮願いたいと言われた	事実確認のうえ、当該ホテルに対し指導を行った。
一般市民	県内のある宿泊施設のホームページに「Q.盲導犬・介助犬を連れて宿泊することはできますか？ A.できません。」「盲導犬、介助犬を連れてレストランを利用することはできますか？→できません。」の掲載があり、宿泊施設へ指導するようメールがあった。	県から当該宿泊施設に対し、身体障害者補助犬法において、盲導犬などの入館拒否はできないことを伝達し、メール送信者にも県の対応について連絡した。その後、宿泊施設のホームページから問題となった掲載内容が削除された。

【美容院、銭湯、カラオケ等】

相談者	内容	対応
補助犬使用者	美容室での受け入れ拒否。美容室に補助犬同伴で入店したところ、店長から受け入れ拒否された。	美容室に対し事実確認と指導を行った
	スーパー銭湯で同伴拒否。ユーザー、銭湯、市の三者で対応したが、市の職員の補助犬への理解が足りないように思うので、アドバイスをしてほしい。	【アドバイス内容】盲導犬の行動を管理するため常に自分に付き添わせる必要があるため、可能な限り(浴室の手前、脱衣所まで)盲導犬を同伴させるべきである。スーパー銭湯内には飲食店もあることが予測されるため、現場を知っている保健所と情報交換等で連携をする。ユーザーは飲食店等で待機をさせる際には、リードのナスカンを常に足で踏んでおき、盲導犬が顔を上げたときにもわかるようにしっかりと管理している。
	温泉施設に視覚障害者団体が利用を申し込んだところ、盲導犬使用者は利用できないと断られた。	盲導犬を受付で預かる等の対応をしていただけることとなり、利用することが可能となった。
	盲導犬使用者がカラオケ店に行った際に、入店拒否を受けた	事実確認のうえ、当該施設に対し指導を行った。

【医療機関】

相談者	内容	対応
補助犬使用者	眼科に行ったが盲導犬を受け入れてもらえなかった。(病院近くの作業所に盲導犬を預けて受診)受け入れられない理由は「犬アレルギーの人がいるかもしれないため」という理由であった。以前は受け入れてもらえたが、数年前から受け入れてもらえなくなった。	補助犬の受け入れについて依頼した上、今後の参考として補助犬に関する資料を県から送付した。
	県内の個人開業医療機関を利用する際に、来院を拒否された	医療機関に県から連絡をし、状況の確認と補助犬受入れについて情報提供を行った。
補助犬使用者	歯科医院に電話予約した際に「当日の来院患者数が多い」「患者の中にはアレルギーがある方もいる」との理由から来院を拒否された。	歯科医院責任者に身体障害者補助犬法を理解していただき、補助犬を受付で預かる等工夫をし、前向きに対応していただけることとなった。
	呼吸器系の病院に盲導犬を連れて来院し、総合受付では何も言われなかったが、診察室前で看護師から来院を拒否された。	病院の特性上、盲導犬の立ち入りができないが、院内のスタッフが介助させていただく等、対応していただけることとなった。
	盲導犬使用者が一般病棟への同伴が可能であることを病院に確認のうえ、恩師の見舞いに行き、病室で待っていたところ、医師から「びっくりした!許可なく連れてこられては困る」と言われた。事前に許可を貰っていると伝えたが、謝罪はなく非常に不快感を覚えた。	病院に事実確認をした上で、身体障害者補助犬法や差別解消法などについて、医師を含めて院内で十分に周知してもらい、このようなことが起こらないよう注意するよう指導した。医療機関用パンフレット及び補助犬同伴ステッカーを送付した。後日、病院の入り口にステッカーが貼られていることを確認した。
事業者 受入れ	医療機関から、患者が帯同する補助犬の受け入れ方法について問い合わせがあった	厚労省のリーフレット等の案内をすると共に、他の病院で補助犬ユーザーを受け入れた事例について紹介した。

【その他】

相談者	内容	対応
補助犬使用者	受け入れ拒否に関する苦情 ○県対応・・・バーベキュー場 1 件 ○中核市対応・・・病院：1 件、雑居ビル 1 件、飲食店 1 件、商業施設：1 件	管理者に対し、電話にて法律の説明を行い、改善するよう指導。その結果をユーザーに伝達。*中核市対応案件については、市担当者が管理者に対して指導、ユーザーに説明を実施。
	受け入れ拒否に関する苦情 *施設の構造上、受け入れが難しいと言う理由での拒否であり、現地確認を実施した事例 ○県対応・・・宿泊施設：1 件	管理者は「補助犬を受け入れなければならないことは承知しているが、現状では構造的にも人間的にも対応が困難」とのことから、現地確認を実施。現地確認の結果、段差の大きさや通路の狭さ等、補助犬を連れて歩くことが困難であることが確認された為、その旨、ユーザーに伝達。
	入店時に「犬はちょっと・・・」と拒否された。補助犬法について説明したところ「確認してきます」とのことであったが、確認先に電話が繋がらず、退店した。	他都道府県の店舗のため、以後該当の自治体が対応。
	盲導犬の同伴拒否について	電話または店舗訪問を実施
	県内在住の盲導犬使用者が他都道府県を訪れた際、2 店舗で入店拒否をされた(2 件)	該当の都道府県に助言・指導の対応を依頼した。
訓練事業者	主催者からイベントへの受入れを拒否された	主催者への指導を行った。その後、盲導犬を同伴して参加できるようになった。
	盲導犬の受入れを拒否した施設の対応について	法律上、盲導犬の受け入れ拒否は出来ないため、適切な対応をするよう指示した

■その他問い合わせ

相談者	内容	対応
補助犬使用者	市単位での実働頭数は把握しているか。	把握していないと回答。
	盲導犬の活動期間の経過に伴う貸与変更	盲導犬訓練事業者と調整し、貸与変更を行った（民間団体による寄贈を活用）。
	入院している家族のお見舞いに行く際の盲導犬の待機スペースについての確認（病院の対応が都度変わるので、県からも確認をして欲しい）	病院へ対応を確認のうえ、ユーザーへ連絡
	体育施設でのスポーツ教室の参加に関する相談（受け入れ側でどのような配慮を行うべきか）	記載なし
	盲導犬給付要件に関する問い合わせ	給付要件について回答
訓練事業者	希望者から申請の相談を受け入れるが、申請期限はあるか。（盲導犬は代替で訓練時期は2018年度中を予定している）	申請期限はないが、給付の枠には限りがあり、基本的には先着順で枠を振り分けている。枠が埋まった状態での申請は翌年度まで待つことになる。来年度の枠見込みが若干名いるため、申請は早めしてもらうよう案内を依頼した。
	補助犬育成事業補助金の制度の有無	制度を説明
受け入れ事業者	（団地の管理組合から）入居者の補助犬の取り扱いについて教えてほしい。	補助犬法に基づく取り扱いを説明。
	（医療機関から）補助犬の受け入れガイドライン作成を検討しているが、参考になるものはあるか。	医療機関向けほじょ犬もって知ってBOOKを紹介
	盲導犬使用者に対する接し方を教えて欲しい。盲導犬協会を訪問したい。	和歌山県内には盲導犬協会がないため、他府県の協会を案内。
その他	市町村から盲導犬の給付についての問い合わせ	給付事業について説明（今後の参考にするとのこと）
	市町村から、盲導犬が引退の時期を迎えているため、新しい盲導犬の申請を行いたい使用者がいる	申請書の提出に基づき、訓練所である育成団体に補助金を交付
市民一般	盲導犬虐待に関する通報	訓練事業者に連絡をし、今後の対応策の報告を求めた
	和歌山県の盲導犬の頭数について	県内の盲導犬の現状について説明
希望者	身体障害者補助犬事業の給付対象の要件について	相手方の障害や生活状況を聞き、対象となるかを説明。
	盲導犬給付に関する相談	給付に向けて対応中

■盲導犬に関するその他の苦情

相談者	内容	対応
事業訓練	補助犬虐待について、県民から訓練事業者へ通報があり、訓練事業者から当課へ報告があった。	虐待を行っていたと思われる使用者を特定できなかったため、県内補助犬団体へ注意喚起文書を送付した。
他その他	市役所より、当該市在住の盲導犬使用者が施設入所後も引退の手続きをせず、使用者の弟が盲導犬の面倒を見ているという報告を受けた	訓練事業者に連絡し、当該盲導犬は引退するとともに、引退後は弟のもとでペットとして飼育することになった。
一般市民	市保健所に市民の方から、盲導犬を放して遊ばせている盲導犬使用者がいる。盲導犬が畑で排泄していることもあると苦情があった。	苦情の対象者を特定できていないので、盲導犬使用者が県及び市に来庁した際に、犬の飼い方などの啓発パンフレットを配布することを市と申し合わせた。
	補助犬虐待について、県民及び市町村から情報提供があった。	該当者と思われる受給者宅を訪問し、聞き取り調査を行った。
	県民がイベントに参加した際、皮膚病の可能性のある補助犬を見かけたと情報提供があった。	補助犬使用者に連絡を取り、補助犬の健康状態について聞き取りを行った。

*一部の都道府県については、身体障害者補助犬の相談、普及、啓発業務を委託している団体が集計しており、設問の区分で集計していないため、分かる範囲でまとめた回答だった。

①拒否事例への対応(補助犬種別は不明)

15件(入店拒否7件、入館拒否4件、乗車拒否1件、ユーザーへの苦情2件 他)

②身体障害者補助犬の情報提供

241件(盲導犬184件、介助犬29件、聴導犬22件、その他6件)

2) 介助犬

■訓練事業者の紹介

相談者	内容	対応
使用者 補助犬	介助犬の訓練期間や事業者について知りたい	訓練事業所の一覧を送付
希望者	訓練事業者について	栃木県にて育成貸与実績のある訓練事業者を紹介した
事業者 受け入れ	訓練事業者の相談窓口を知りたい	相談窓口を案内

■介助犬同伴の受け入れ拒否に関する対応や相談

相談者	内容	対応
使用者 補助犬	障害福祉サービス事業所で利用を断られた	当該事業所から事情を聞き取り、補助犬や補助犬法についての理解を求めた
事業者 訓練	他県在住の介助犬ユーザーが洋服店利用時に受け入れを拒否された	身体障害者補助犬法の説明・啓発資料の送付
事業者 受け入れ	介助犬の受け入れについて	補助犬法に基づく取り扱いを説明

■その他問い合わせ

相談者	内容	対応
希望者	介助犬の貸与を希望	介助犬を貸与

市民一般	施設利用者が、自分の犬がすごく賢いので補助犬登録をしたいと言っている	補助犬は、訓練施設で専門の訓練を受けていないと登録はできないと回答した
その他	市へ介助犬申請についての問い合わせがあったことの連絡	市担当者へ事務手続等の説明

3) 聴導犬

■聴導犬同伴の受け入れ拒否に関する対応や相談

相談者	内容	対応
補助犬使用者	県内のキャンプ場と温泉施設で、聴導犬の受け入れを拒否された。	責任者に補助犬の受け入れ義務について指導。仕事中は胴衣を着けていること、清潔であり勝手に歩いたり排泄したりしないことを説明。ほじょ犬BOOKとステッカーを配布。
	県内の道の駅で、補助犬の説明をした上で入っていいかを確認すると、食堂はだめだが補助犬を抱っこしたままならお土産売り場は入っていいと返された。	責任者に指導を行い、従業員教育の徹底を依頼。啓発資料として、ほじょ犬BOOK、ステッカー、障害者差別解消法リーフレットを配布。
その他	飲食店での受け入れを拒否された。(市役所経由)	当該施設に対して受け入れ義務を説明し、従業員に周知してもらうよう依頼。リーフレットやステッカー等を送付
	ホテルにおける聴導犬の受け入れ拒否について(2件)	①受け入れ拒否したホテルを訪問し、身体障害者補助犬法、障害者差別解消法について説明 ②ホテル等、生活衛生同業組合あてにほじょ犬同伴に関する文書を提出

■その他問い合わせ

相談者	内容	対応
市民一般	県内中学校における課外授業の一環で、学校から生徒による補助犬についての質問をしたいとの申出があった。	申出のあった2名の生徒について対面形式で質問に対し回答した。(補助犬全般・重複)

13.補助犬窓口の存在、目的、業務内容に関わる普及啓発活動の実施について

実施している	実施していない
74%(34)	26%(12)

具体的な普及啓発の実施方法

都道府県	内容
北海道	盲導犬・介助犬・聴導犬のそれぞれの役割と相談窓口の連絡先等をホームページ内で周知
宮城県	県ホームページに掲載している
山形県	山形県のホームページに補助犬の普及啓発に係るページを記載。
福島県	イベント、会議等でのパンフレット配布
茨城県	県障害福祉課ホームページ及び市町村での周知
栃木県	ホームページ上に掲載
埼玉県	県広報紙「彩の国だより」に補助犬相談窓口の連絡先を掲載。また、県ホームページに補助犬相談窓口の設置及び連絡先について掲載。
千葉県	千葉県庁 HP で、補助犬の概要や受け入れ義務の周知及び同伴拒否等を受けたときに相談できる相談窓口の案内を掲載している。
東京都	東京都福祉保健局 HP にて掲載
神奈川県	県ホームページにおいて、相談窓口等について周知
新潟県	・相談連絡先を記載した県独自リーフレットを作成・配布・県食品衛生協会が主催する職位品衛生指導員養成講習会にて、補助犬受け入れについて説明・新規飲食店の営業許可申請時及び更新時に、上記リーフレット及びステッカーを配布
富山県	県ホームページによる周知
石川県	県民の集まるイベント等、様々な機会を活用して普及啓発を行っている。
福井県	身体障害者補助犬についての説明、同伴受入れについてホームページに掲載している。
長野県	県ホームページにて周知している。
岐阜県	県公式ホームページ及び「岐阜県障がい者福祉の手引き」に情報を掲載
三重県	三重県障害者社会参加推進センターから NPO 法人三重県補助犬普及協会を通じて普及啓発イベントを実施
大阪府	府ホームページでの掲載
兵庫県	県 HP への掲載
鳥取県	県ホームページへの掲載、障がい福祉施策紹介冊子への掲載
島根県	県 HP への情報掲載。
岡山県	県HPへの掲示
広島県	県 HP に「身体障害者補助犬について」を掲載。
山口県	県HPに相談窓口を掲載。
徳島県	身体障がい者補助犬貸付者の募集にあわせ、補助犬の紹介とその目的・内容について市町村他関係機関、団体等に対し、県ホームページ、新聞、ラジオ等により周知を行っている。

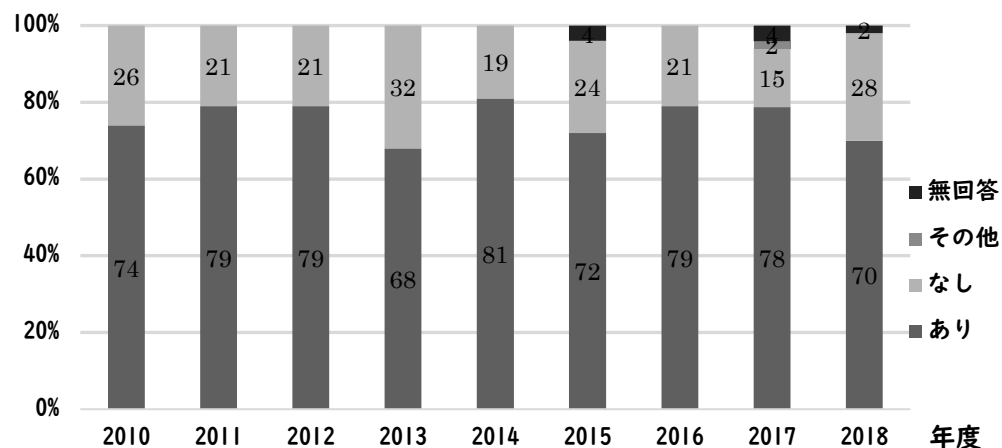
愛媛県	厚生労働省作成のリーフレットの配布等による普及啓発
高知県	福祉機器展、障害に関する理解啓発イベント、県発行の冊子への掲載等で普及啓発を行っている。 (リーフレット・ステッカーの配布、盲導犬の体験歩行、介助犬のデモンストレーション等)
福岡県	補助犬法に関するポスター及び補助犬マークを県庁舎にて掲示
佐賀県	県HPへの掲載
長崎県	具体的な普及啓発内容:県のホームページに、補助犬育成事業補助金の説明や、補助犬の制度についての説明を掲載している。(補助犬の「相談窓口」としては掲載していない)
熊本県	県庁ホームページ及び「障がい福祉のしおり」に身体障害者補助犬の給付に関する問い合わせ先を記載。
宮崎県	県のホームページに担当課と電話・FAX 番号を記載している。
鹿児島県	県ホームページにて、相談窓口の連絡先を掲載している。

14. 「身体障害者補助犬法改正」及び「補助犬育成補助事業」等に関するご意見

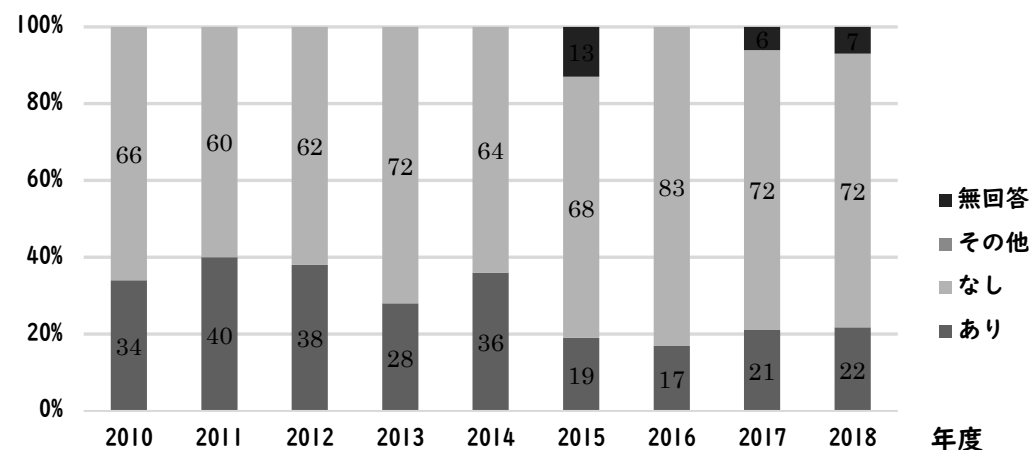
<p>補助犬受け入れについて、補助犬法による対応は都道府県及び政令市となっているが、障がい者差別案件として対応する市町村と対応しない市町村があり、意識にばらつきがあると感じています。</p>
<p>入店拒否等受入トラブルについて、国が独自で行っていることを教えて欲しい。都道府県をまたがる企業や全国規模の団体(飲食団体、宿泊団体、交通団体等)に周知しているのか。その企業や団体から各支部等への周知を依頼していないのか。国から各補助犬育成団体に助成はないのか。</p>
<p>地域生活支援促進事業ではなく、現状の本人負担のまま個別給付化すべき。</p>

図1 盲導犬・介助犬・聴導犬 過去8年間に関する希望相談の有無:都道府県(2010~2018年度)

盲導犬過去9年間の希望相談の有無



介助犬過去9年間の希望相談の有無



聴導犬過去9年間の希望相談の有無

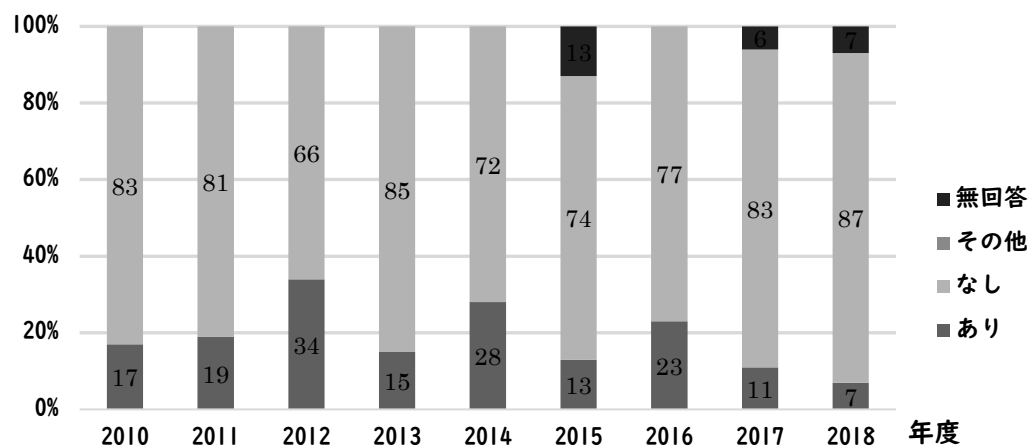


図2 2018年度 身体障害者補助犬育成補助事業助成金

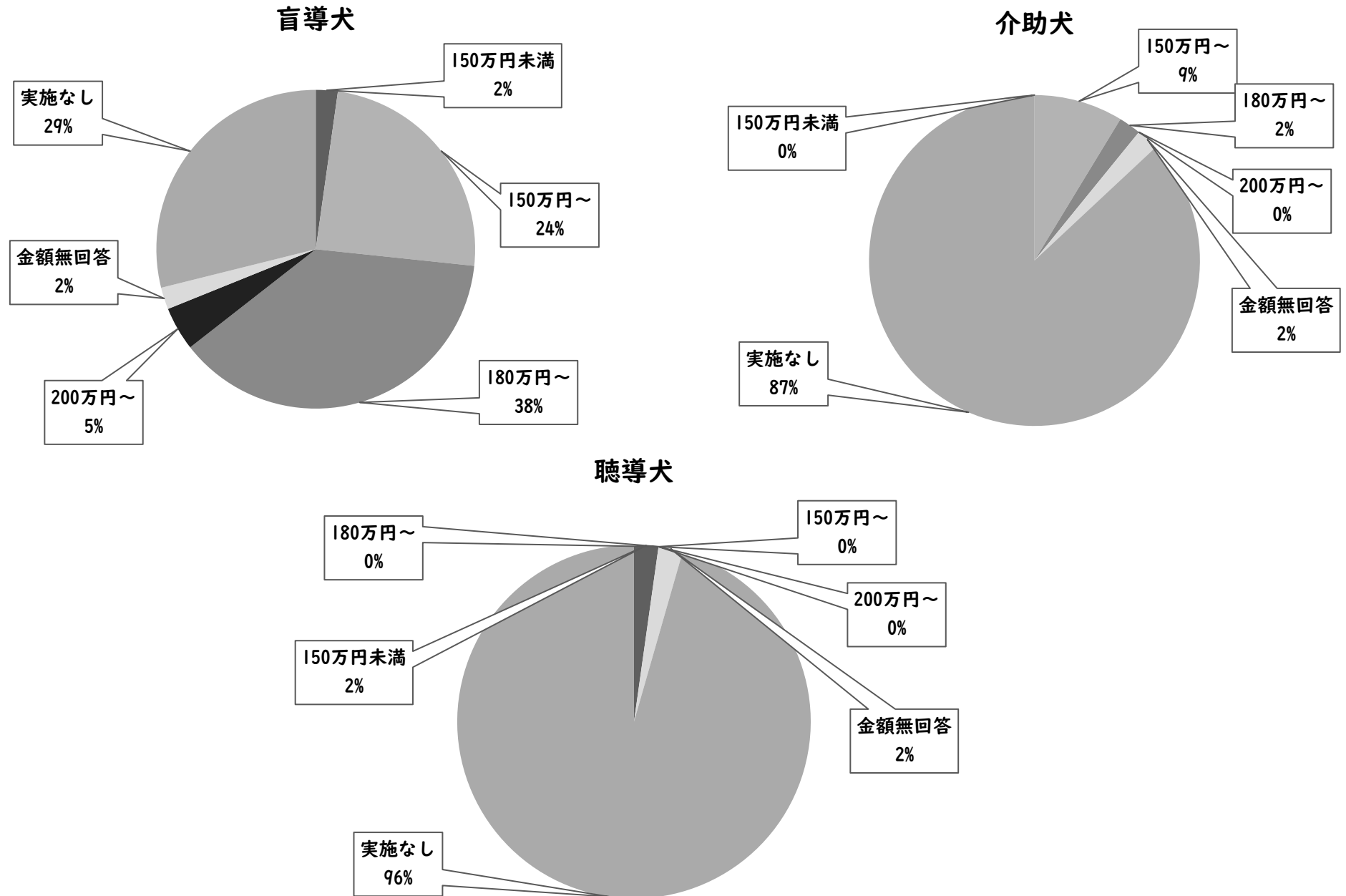


図3 2010～2018年度の補助犬育成補助事業実施件数

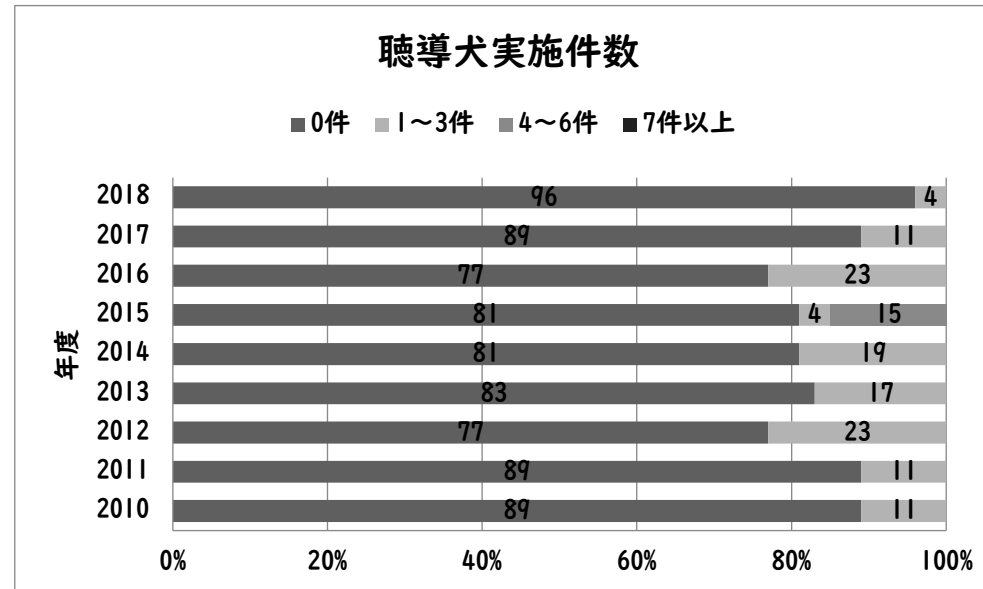
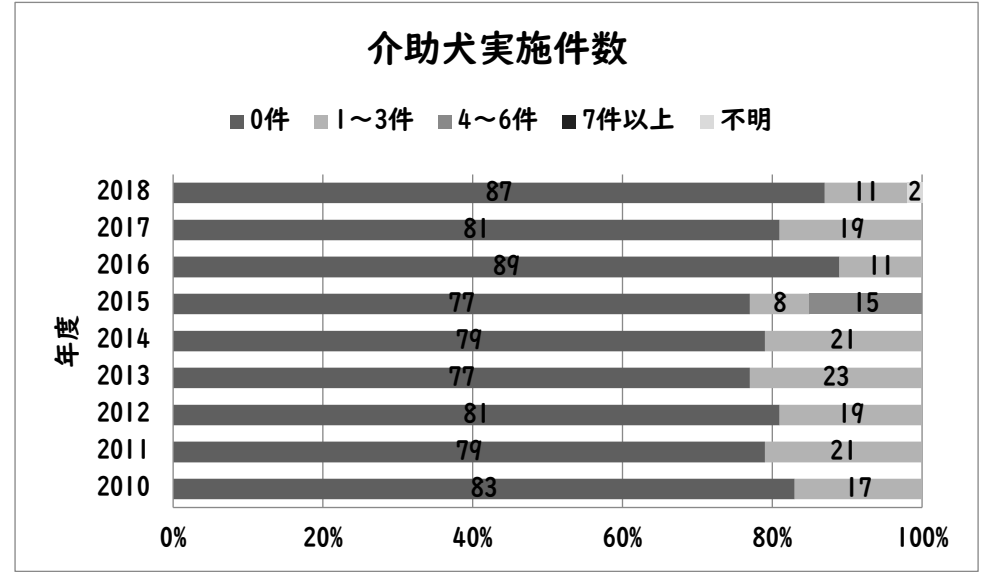
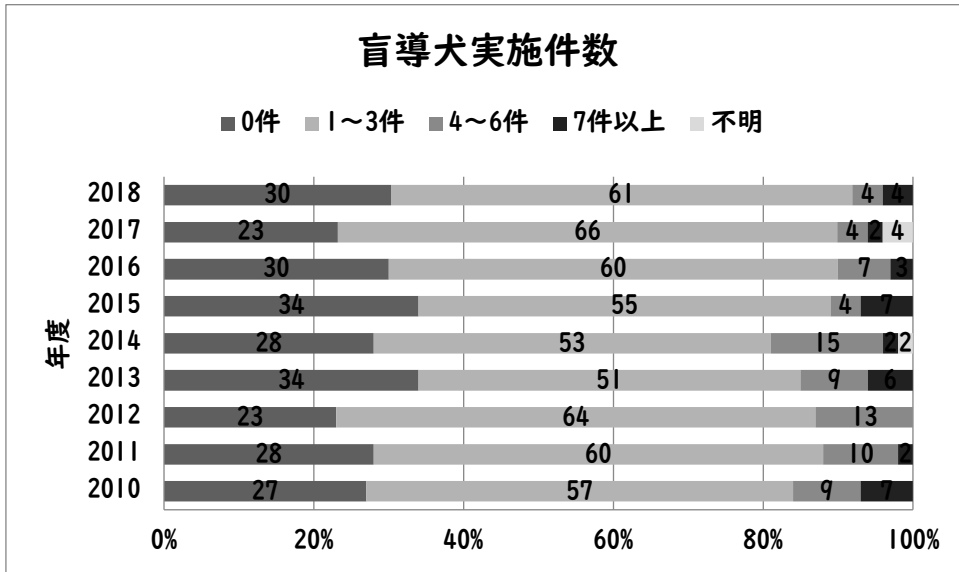


図4 2018年度の補助犬育成事業の実施予定

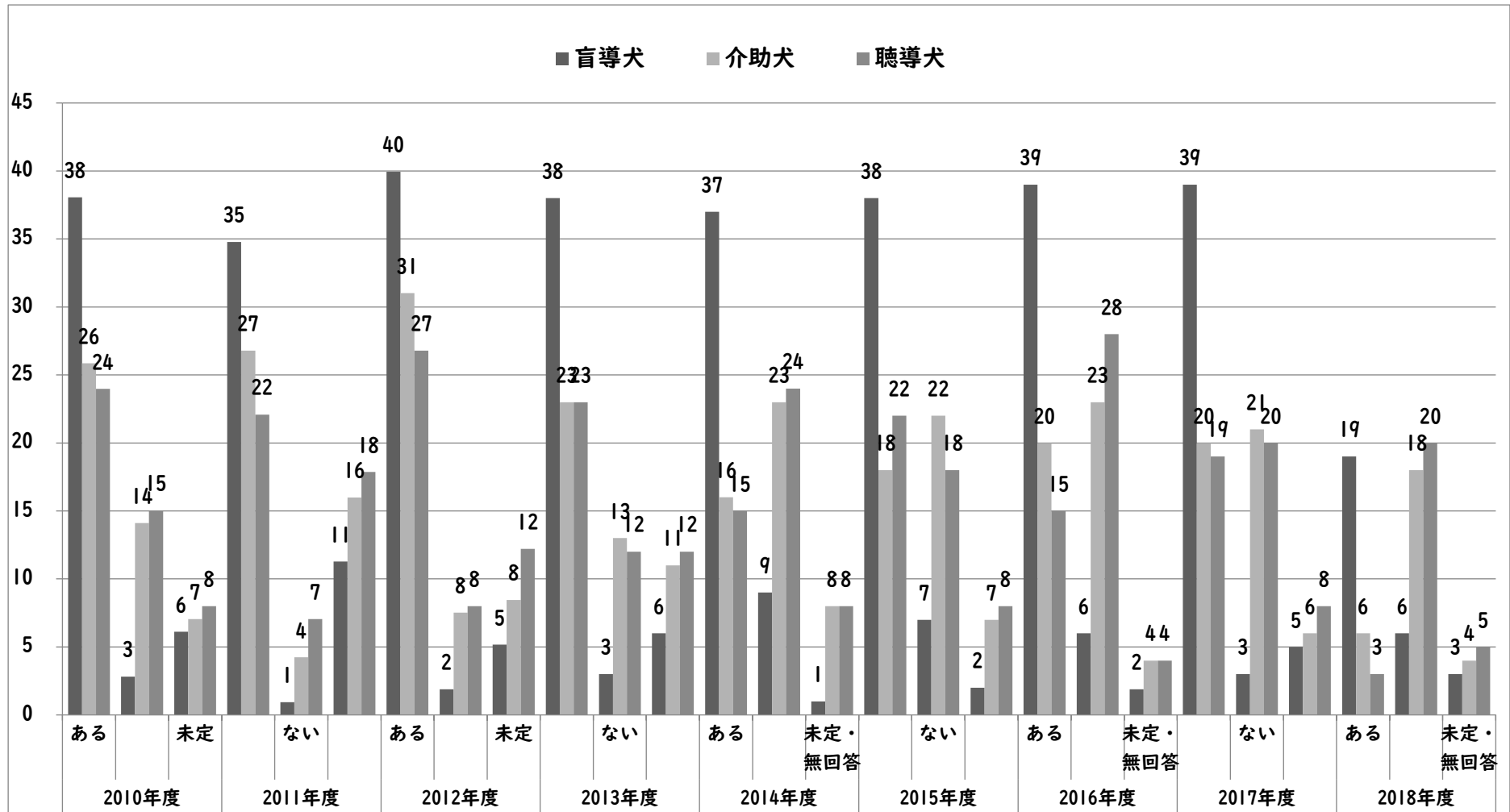


表1 第二種社会福祉事業としての補助犬訓練事業届出状況

	盲導犬		介助犬		聴導犬	
	事業者名	届出日	事業者名	届出日	事業者名	届出日
北海道	(公財)北海道盲導犬協会	H13.4.1				
青森						
岩手						
宮城	(公財)日本盲導犬協会仙台訓練センター	H21.7.17				
秋田						
山形						
福島						
茨城	(一財)全国盲導犬協会	不明				
栃木	(公財)東日本盲導犬協会	H5.5.12				
群馬						
埼玉					(公社)日本聴導犬推進協会	H27.5.29
千葉			(社福)千葉県身体障害者福祉事業団	H17.4.15	館山総合訓練センター	
			千葉介助犬協会 館山総合訓練センター			
東京	(公財)アイメイト協会				(社福)日本聴導犬協会 東京支部	不明
神奈川	(公財)日本盲導犬神奈川訓練センター		横浜市総合リハビリテーションセンター	H15.5.6	神奈川介助犬聴導犬協会	H15.4.1
	(公財)日本補助犬協会横浜訓練センター		(公財)日本補助犬協会	H15.8.4	(特非)聴導犬育成の会	H15.4.2
	横浜市総合リハビリテーションセンター		(社福)日本介助犬協会	H15.8.25	横浜市総合リハビリテーションセンター	H15.5.6
			(社福)アジアワーキングドッグサポート協会	H15.9.29	(社福)アジアワーキングドッグサポート協会	H15.9.29
		神奈川介助犬聴導犬協会	H16.4.1	(公財)日本補助犬協会	H16.1.28	
新潟						
富山						
石川						
福井						
山梨						
長野			(社福)日本聴導犬協会	H15.9.8	(社福)日本聴導犬協会	H15.9.8
岐阜			(特非)日本動物介護センター	H22.9.16		
静岡	(公財)日本盲導犬協会	H18.10.1				
愛知	(社福)中部盲導犬協会	不明	介助犬総合訓練センターシンシアの丘	H21.3.26		
			(社福)名古屋市総合リハビリテーション事業団	不明	(社福)名古屋市総合リハビリテーション事業団	不明
三重						
滋賀					滋賀県聴覚障害者福祉協会	H27.3.11
京都	(公財)関西盲導犬協会	S.62.4.28	(特非)京都ケアドッグステーション	H16.1.9	(特非)京都ケアドッグステーション	H16.1.9
			京都介助犬聴導犬トレーニングセンター	H16.10.21	京都介助犬聴導犬トレーニングセンター	H16.10.21
			京都アシスタントドッグ育成協会	H18.9.28		
大阪	(社福)日本ライトハウス	H.13.4.2				
兵庫	(社福)兵庫盲導犬協会	不明	(社福)兵庫県社会福祉事業団	不明	(社福)兵庫県社会福祉事業団	不明
			(社福)兵庫盲導犬協会	不明	(社福)兵庫盲導犬協会	不明
			(特非)兵庫介助犬協会	不明		
奈良			日本サポートドッグ協会	H15.11.21	日本サポートドッグ協会	H15.11.21
			(特非)近畿介助犬協会	不明		
和歌山						
鳥取						
島根	(公財)日本盲導犬協会島根あさひ訓練センター	H20.10.1				
岡山						
広島						
山口			ドッグスクールSue	H30.1.31		
徳島					(特非)ボランティアドッグ育成センター	H16.4.1
香川						
愛媛			ドッグフォーライフジャパン	H24.10.1	ドッグフォーライフジャパン	H24.10.1
高知						
福岡	(公財)九州盲導犬協会	H21.10.30	(特非)九州補助犬協会	H18.9.22	(特非)九州補助犬協会	H18.9.22
佐賀						
長崎						
熊本						
大分						
宮崎						
鹿児島						
沖縄						

表 2 2018 年度 補助犬育成事業実施件数・助成額 (都道府県別)

	盲導犬			介助犬			聴導犬		
	実施有無	件数	助成額	実施有無	件数	助成額	実施有無	件数	助成額
北海道	○	7	1,800,000		0			0	
青森県		0			0			0	
岩手県	○	2	1,500,000		0			0	
宮城県	○	2	1,500,000		0			0	
秋田県	○	1	1,500,000		0			0	
山形県		0			0			0	
福島県		0			0			0	
茨城県	○	2	1,984,500		0			0	
栃木県		0			0			0	
群馬県	○	2	1,782,000		0			0	
埼玉県	○	2	1,984,500	○	1	1,510,500		0	
千葉県	○	2	1,984,500		0			0	
東京都	○	7	無記入	○		無記入	○	1	無記入
神奈川県	○	2	1,910,800		0		○	2	1,470,000
新潟県	○	4	1,890,000		0			0	
富山県		0			0			0	
石川県	○	3	1,890,000		0			0	
福井県		0			0			0	
山梨県	○	2	1,686,050		0			0	
長野県	○	1	1,944,000		0			0	
岐阜県		0		○	1	1,500,000		0	
静岡県	○	4	1,984,500		0			0	
愛知県	○	3	1,500,000	○	1	1,500,000		0	
三重県		0			0			0	
滋賀県	○	1	1,500,000		0			0	
京都府	○	1	1,500,000		0			0	
大阪府	○	3	1,728,000	○	1	1,728,000		0	
兵庫県	○	3	1,890,000		0			0	
奈良県	○	1	1,890,000		0			0	
和歌山県		0			0			0	
鳥取県		0			0			0	
島根県	○	1	1,890,000		0			0	
岡山県	○	1	1,944,000	○	1	1,944,000		0	
広島県	○	1	1,980,000		0			0	
山口県	○	1	1,500,000		0			0	
徳島県		0			0			0	
香川県	○	1	1,980,000		0			0	
愛媛県	○	1	1,944,000		0			0	
高知県	○	1	2,041,000		0			0	
福岡県	○	3	1,500,000		0			0	
佐賀県		0			0			0	
長崎県	○	1	1,450,000		0			0	
熊本県		0			0			0	
大分県		0			0			0	
宮崎県	○	2	2,007,500		0			0	
鹿児島県	○	1	1,944,000		0			0	
沖縄県									
合計		32県/69件			6県/6件以上			2県/3件	

2019年度 補助犬育成補助事業 実施予定件数・助成額(都道府県別)

	補助犬種類に関わらず			盲導犬			介助犬			聴導犬		
	予定有無	件数	助成額	予定有無	件数	助成額	予定有無	件数	助成額	予定有無	件数	助成額
北海道	○	7	1,800,000									
青森県				○	1	無記入		0	0		0	0
岩手県	○	2	1,500,000									
宮城県	○	総額300万円を頭割り (1頭は150万まで)										
秋田県				○	2	1,500,000		0	0		0	0
山形県	○	1	1,830,000									
福島県	○	1	1,500,000									
茨城県				○	2	1,984,500		0	0		0	0
栃木県	○	2	1,600,000									
群馬県				○	2	1,782,000		0	0		0	0
埼玉県	○	6	1,984,500									
千葉県	○	3	2,143,260									
東京都				○	10	無記入	○	1	無記入	○	1	無記入
神奈川県				○	2	1,910,800		0	0	○	3	1,470,000
新潟県				○	5	1,890,000		0	0		0	0
富山県				○	1	600,000		0	0		0	0
石川県				○	3	1,890,000		0	0		0	0
福井県					0	0		0	0		0	0
山梨県				○	2	1,686,050		0	0		0	0
長野県												
岐阜県					未定		○	1	1,500,000		未定	未定
静岡県				○	5	1,984,500		0	0		0	0
愛知県	○	5	1,500,000									
三重県					未定			0	0		0	0
滋賀県	○	2	1,500,000									
京都府				○	1	1,500,000		未定	未定		未定	未定
大阪府				○	3	1,728,000	○	1	1,728,000		0	0
兵庫県				○	3	1,890,000		0	0		0	0
奈良県				○	2	1,890,000	○	1	1,500,000	○	1	1,500,000
和歌山県	○	1	1,944,000									
鳥取県					未定			未定	未定		未定	未定
島根県				○	1	1,890,000		0	0		0	0
岡山県	○	2	1,944,000									
広島県	○	3	1,944,000									
山口県	○	2	1,500,000									
徳島県					0	0		0	0		無記入	
香川県				○	1	1,944,000		0	0		0	0
愛媛県				○	1	1,944,000		0	0		0	0
高知県				○	1	2,101,200		0	0		0	0
福岡県				○	3	1,500,000		0	0		0	0
佐賀県												
長崎県				○	1	1,450,000		0	0		0	0
熊本県	○	未定	400,000									
大分県				○	1	1,890,000		0	0		0	0
宮崎県	○	2	2,007,000									
鹿児島県				○	2	1,944,000		未定	未定		未定	未定
沖縄県												

2018年度 都道府県における補助犬育成補助事業の助成金交付先について

	事業者名					
	盲導犬		介助犬		聴導犬	
	指定事業者	委託団体	指定事業者	委託団体	指定事業者	委託団体
北海道						
青森						
岩手						
宮城						
秋田						
山形		訓練施設所在地等の要因を基に選定		訓練施設所在地等の要因を基に選定		訓練施設所在地等の要因を基に選定
福島						
茨城						
栃木						
群馬						
埼玉						
千葉						
東京						
神奈川						
新潟						
富山		富山視覚障害者協会		無記入		無記入
石川						
福井						
山梨						
長野						
岐阜						
静岡						
愛知						
三重						
滋賀						
京都	委託対象事業者は以下の通り。訓練事業者は社会福祉法人、民法第34条に基づく公益法人又は特定非営利活動法人であって、身体障害者福祉法第33条に規定する盲導犬訓練施設を経営する事業、同法第4条の2第4項に規定する介助犬訓練事業または、聴導犬訓練事業を行う団体					
大阪						
兵庫						
奈良						
和歌山						
鳥取		無記入		無記入		無記入
島根		(社福) 島根ライトハウス ライトハウスライブラリー		無記入		無記入
岡山		(公財) 岡山県身体障害者 福祉連合会		(公財) 岡山県身体障害者 福祉連合会		(公財) 岡山県身体障害者 福祉連合会
広島		広島県障害者社会参加推進センター ※再委託⇒広島ハーネスの会 (広島市内の視覚障害者)、広島県視覚障害者団体連合会(広島市以外の障害者)		広島県障害者社会参加推進センター ※再委託⇒広島ハーネスの会(広島市内の視覚障害者)、広島県視覚障害者団体連合会(広島市以外の障害者)		広島県障害者社会参加推進センター ※再委託⇒広島ハーネスの会 (広島市内の視覚障害者)、広島県視覚障害者団体連合会(広島市以外の障害者)
山口						
徳島		(公財) 徳島の盲導犬を育てる会		(特非) ボランティアドッグ 育成センター		(特非) ボランティアドッグ 育成センター
香川	(福) 日本ライトハウス			無記入		無記入
愛媛		実績や対象者の希望を勘案し その都度決定		実績や対象者の希望を勘案し その都度決定		実績や対象者の希望を勘案し その都度決定
高知		無記入		無記入		無記入
福岡	(公財) 九州 盲導犬協会		(特非) 九州 補助犬協会		(特非) 九州 補助犬協会	
佐賀						
長崎						
熊本						
大分		大分盲導犬協会		九州補助犬協会		九州補助犬協会
宮崎						
鹿児島						
沖縄						

2018年度 助成候補者の決定にかかわる調査と評価について

	調査実施	都道府県 主体	事業者名	件数	費用	補助金 利用	評価委託	都道府県 主体	事業者名	件数	費用	補助金 利用
北海道	×						×					
青森	○	○					×					
岩手	○	○					○	○				
宮城	県内ユーザーに貸与決定した育成事業者に対する補助事業を行っているため、犬が貸与候補者を選定することはない。											
秋田	○	○					○		北海道盲導犬協会	2	未記入	×
山形	○	○					○	○				
福島	×						×					
茨城	○	○					○	○				
栃木	○		希望者が選んだ訓練事業者	2	1,600,000	○	○		希望者が選んだ訓練事業者	2	1,600,000	○
群馬	○	○					○	○				
埼玉	○	○					○	○	申請者が選んだ訓練事業者	1		○
千葉	○	○					○	○				
東京	○	○					○	○	申請者が希望する訓練事業者	12	未記入	○
神奈川	○	○					○	○				
新潟	×						×					
富山	○		富山視覚障害者協会	1	600,000	○	×					
石川	○	○					○	○				
福井	×						×					
山梨	○	○					○	○				
長野	○	○					○	○				
岐阜	○	○					○	○				
静岡	○	○(*1)					○	○				
愛知	×						×					
三重	×						×					
滋賀	○	○					×					
京都	×						×					
大阪	○	○					○	○				
兵庫	○	○					×					
奈良	○	○					×					
和歌山	○		希望者が選んだ訓練事業者	1	1,944,000	○	○		希望者が選んだ訓練事業者	1	1,944,000	○
鳥取	×						×					
島根	○		島根ライトハウス ライトハウスライブラリー	1	0	未記入	○		島根ライトハウス ライトハウスライブラリー	1	0	○
岡山	○		岡山県身体障害者福祉連合会	1	(*2)	○	○		岡山県身体障害者福祉連合会	1	未記入	○
広島	○		広島県障害者社会参加推進センター *再委託：広島ハーネスの会（広島市在住のユーザー） 広島視覚障害者団体連合会（広島市以外在住ユーザー）	1	6,338,000	○	○		広島県障害者社会参加推進センター *再委託：広島ハーネスの会（広島市在住のユーザー） 広島視覚障害者団体連合会（広島市以外在住ユーザー）	1	6,338,000	○
山口	○	○					○	○				
徳島	○	○					○					
香川	○	○					○					
愛媛	○	○					○					
高知	○	○					○					
福岡	×						×					
佐賀	×						×					
長崎	×						×					
熊本	○	(*3)					○	(*3)				
大分	○		大分盲導犬協会	1		育成補助金 に含む	○	×				
宮崎	○	○					○		無回答	0	-	-
鹿児島	×						○	○				
沖縄												

- (*1) 静岡県身体障害者補助犬育成給付事業実施要綱に基づき、本人から市町に申請があった場合、市町で調査を実施し、県に対して結果を進達する
 (*2) 補助犬育成事業委託費として交付している為、調査費用、評価費用に分けることはできない
 (*3) 福祉事務所（市を含む）で実施している

2018年度 補助犬の同伴受入れ状況等に対する実態調査結果

【対象：政令指定都市20・中核市48 計68件；回答総数：政令指定都市19・中核市 計 68 件】

(*covid-19の影響により、一部自治体に関して回収が困難な状況がありました)

基本データ

1. 第二種社会福祉事業届出の増減

①2018年度中の新規届出について

2018年度中の新規届出なし

②2018年度中の届出取り消しについて

2018年度中の取り消し手続きなし

育成促進事業

2. 政令市・中核市内における補助犬使用者数(2019年3月31日現在)

【政令市】

	いる	いない	不明
盲導犬	79%(15)	0%(0)	21%(4)
介助犬	42%(8)	32%(6)	26%(5)
聴導犬	26%(5)	42%(8)	32%(6)

【中核市】

	いる	いない	不明	回答無
盲導犬	64%(28)	5%(2)	32%(14)	—
介助犬	11%(5)	27%(12)	61%(27)	—
聴導犬	0%(0)	39%(17)	59%(26)	2%(1)

3. 2018年度中の補助犬の希望者について

【政令市】

	いる	いない	不明	回答無	合計
盲導犬	37%(7)	53%(10)	5%(1)	5%(1)	19市
介助犬	11%(2)	79%(15)	5%(1)	5%(1)	19市
聴導犬	0%(0)	89%(17)	5%(1)	5%(1)	19市

【中核市】

	いる	いない	合計
盲導犬	18%(8)	82%(36)	44市
介助犬	11%(5)	89%(39)	44市
聴導犬	0%(0)	100%(44)	44市

理解促進・普及啓発

4.補助犬法や補助犬に関する取り組み（助成施策、理解促進・啓発、身体障害者補助犬育成計画の作成等）の実施や実施予定について。また、その取り組みに関する具体的な内容や、おおよその費用、「身体障害者補助犬育成促進事業」（地域生活支援事業）の補助金利用に関する都道府県との連携について。

【助成施策】

○政令市

2018年度：助成施策の実施	
実施あり	37% (7)
実施なし	63% (12)

2019年度：助成施策の実施予定	
実施予定あり	37% (7)
実施予定なし	63% (12)

○中核市

2018年度：助成施策の実施	
実施あり	23% (10)
実施なし	77% (34)

2019年度：助成施策の実施予定	
実施予定あり	27% (12)
実施予定なし	73% (32)

■補助犬の健康管理費（予防接種、医療費など）

市町村	2018年度	2019年度	内容	課題	費用	補助金利用
横浜市	○	○	身体障害者補助犬定期検診等助成事業（補助犬医療証を発行し、市獣医師会所属の施設で定期検診、疾病にかかる診療を受けた場合の費用を市が負担）	政策上の予算面の課題	4,000,000	×
新潟市	○	○	登録手数料・狂犬病予防注射済票交付手数料・鑑札の再交付手数料・狂犬病予防注射済票再交付手数料の免除	—	8,250	×

名古屋市	○	○	身体障害者手帳 1 級から 3 級の方で、日常生活補助のために使用する補助犬及び盲導犬として育成している犬に係る次の手数料の免除 登録申請手数料 (3,000 円)、狂犬病予防注射済票交付手数料 (550 円)、鑑札の再交付手数料 (1,600 円) 及び狂犬病予防注射済票再交付手数料 (340 円)	—	—	×
神戸市	○	○	補助犬の健康管理を図るために必要な健康診断、予防接種、治療等に充てる経費を補助	—	月額 7,000 円～ 3,600 円 (所得制限あり)	×
広島市	○	○	身体障害者補助犬を使用・養育している者のうち、低所得のため、補助犬の養育に要する費用の負担が困難な者に対して、その一部を支給し、補助犬の適正な管理を行わせる。	—	490,000	×
いわき市	○	○	福島県獣医師会が実施する「身体障がい者補助犬愛護支援事業」について、本市において把握しているすべての補助犬ユーザーへ情報提供した。	—	ワクチン接種料金の実費分	×
宇都宮市	○	○	補助犬導入等補助犬 (補助犬ユーザーに対し、管理経費の一部を補助) (補助犬導入時に 10 万円, 導入の次年度から年 2 万円を 5 年間)	—	60,000	×
金沢市	○	○	狂犬病予防関係の手数料の減免、犬の登録 (鑑札の交付を含む) 手数料の減免	—	0	×

姫路市	○	○	1ヶ月 5000 円の健康管理費支給（所得税非課税世帯）所得税課税世帯は1ヶ月 4000 円	—	60,000	×
尼崎市	○	○	狂犬病予防注射済票交付手数料の免除	—	550 円/頭	×
福山市	○	○	犬の登録, 狂犬病予防注射済票の交付等手数料の免除	—		×

■飼育のための必要経費（餌など）

市町村	2018 年度	2019 年度	内容	課題	費用	補助金利用
仙台市	○	○	仙台市身体障害者補助犬飼料給付事業	—	380,683	×
名古屋市	○	○	身体障害者補助犬飼育費補助事業（4,800 円/月）	補助額増額や所得制限撤廃の要望あり	603,040	×
岡山市	○	○	補助犬を使用している者に対し、飼育に要した経費の一部を助成する。	—	月額 6,000	×
岐阜市	○	○	飼育のための費用を1頭につき月額 4,800 円助成する	—	57,600	×
倉敷市	○	○	在宅の方で、身体障害者手帳1級の視覚障害者で、安全確保のために盲導犬の飼育を必要とする方に経費の一部を助成する。（要綱参照）	—	144,000	×
下関市	○	○	補助犬飼育費の助成（2018 年度から実施）	—	月額 3000 円	×

■その他

市町村	2018 年度	2019 年度	内容	課題	費用	補助金 利用
宇都宮 市	○	○	身体障がい者補助犬育成支援事業（補助犬ユーザーと無償貸与契約を交わし補助犬使用の利用に供した育成団体に対し、上限 20 万円を補助）	—	0	×
越谷市	○	○	狂犬病予防法に基づく犬の登録手数料、注射済票交付手数料、鑑札再交付手数料及び注射済票再交付手数料の免除	—	—	×
船橋市	×	○	犬の登録、犬鑑札の再交付、狂犬病予防注射済み票の交付、狂犬病予防注射済み票の再交付に係る手数料の免除	—	—	×
富山市	×	○	盲導犬給付決定に係る交付対象者の自己負担金に対し、補助金の交付を行っている。	—	50,000	○
岐阜市	○	○	狂犬病予防注射済票交付手数料の免除（岐阜市生活衛生課にて実施）	—	550	×
尼崎市	○	○	犬の登録手数料の免除	—	3000 円/頭	×

【理解促進】

○政令市

2018年度:理解促進事業の実施	
実施あり	21%(4)
実施なし	79%(15)

2019年度:理解促進事業の実施の予定	
実施あり	26%(5)
実施なし	74%(14)

○中核市

2018年度:理解促進事業の実施	
実施あり	11%(5)
実施なし	89%(39)

2019年度:理解促進事業の実施の予定	
実施予定あり	16%(7)
実施予定なし	84%(37)

■市町村担当者向け

市町村	2018年度	2019年度	内容	取り組みの効果	課題	費用	補助金利用
横浜市	○	○	補助犬の理解についての研修	障害福祉相談業務職員の知識、理解の向上	—	—	×
浜松市	○	○	市役所職員への理解度向上を目的とした研修会の開催	窓口等、実務にて理解した内容を活かすことができる。	職員規模を考えると参加者が少ない。出席者を増やすことが課題。	—	×
前橋市	×	○	障害者差別解消法についての研修の際に説明とマニュアルの配布	—	—	0	×

■受け入れ事業者向け

市町村	2018 年度	2019 年度	内容	取り組みの 効果	課題	費用	補助金 利用
新潟市	○	○	食品衛生協会主催の研修会で、ほじょ犬ステッカー、リーフレットを配布	—	—	—	×
名古屋市	○	○	商業施設利用の際、複数店舗より入店拒否があった旨相談があり当該飲食店街の全店舗に対し研修を実施。	事業者の受入への意識が高まり、その後は当該商業施設の受け入れ拒否の相談なし。	犬の入店や、他の客に対する配慮を心配する声があがっていた。	—	×
旭川市	○	×	飲食店団体への理解促進のための研修会	飲食店団体の補助犬に係る理解度の促進	より多くの団体に啓発を行う必要がある。	0	×
船橋市	○	○	商工会議所が会員企業向けに発行している機関誌へ啓発記事を掲載	補助犬の役割や同伴受入れの義務について周知することができる	—	—	×
松江市	○	○	障害者差別解消条例の出前講座として、視覚障がいや盲導犬の理解について民間事業者で研修会を開催した。	障がい理解や合理的配慮について実践的な理解に繋がった。	—	0	×
呉市	○	○	今年度、希望者に盲導犬が給付されたことを受け、広報誌等により広く市民への理解促進を図る。	盲導犬ユーザーが店等で、ペット同伴で拒否されることのないよう理解を得てもらう。	実際にペット同伴を理由に入店を断られた場合、補助犬法や補助犬について説明し、理解を求める。	0	×

■一般市民向け

市町村	2018 年度	2019 年度	内容	取り組みの 効果	課題	費用	補助金 利用
浜松市	○	○	市民への啓発を目的とした補助犬啓発イベントの開催	幅広い世代の方々に足を止めて聞いていただいた。	商業施設内での啓発のため多くの人に目を向けてもらえるが、専門的な細かい話まで説明することが難しい。	224,000※ 啓発活動も含む	×
	○	○	市民への啓発を目的とした補助犬啓発セミナーの開催	補助犬について詳しい説明ができ、理解を深めることができた。	詳細な説明等を行うことができるが、セミナー参加者自体が少ない。周知不足を感じている。	—	×
宇都宮市	×	○	障がい者週間啓発イベントにおける盲導犬歩行体験等の実施	盲導犬や視覚障がいについての理解を深める	—	40000	○
船橋市	○	○	障害者週間に併せたイベントにおけるデモンストレーション	補助犬の役割や触れ合い方について周知することができる	補助犬が働く様子を見ることができ、市民が実際に補助犬を使用する機会を設けることができていない。(時間・スペース等の制約による。)	(2018実績) 100,000円 (2019予算) 100,000円	○
豊中市	×	○	手話についての啓発講演会開催時に、聴導犬の役割について理解促進の内容を含める	補助犬の役割についての理解促進	—	38,060	○
尼崎市	○	○	補助犬についての単独研修会ではないが、民生委員や市民後見人、保護者等への研修会などの際に触れている。	—	—	0	×

■児童・生徒向け

市町村	2018 年度	2019 年度	内容	取り組みの 効果	課題	費用	補助金 利用
川崎市	○	○	視覚障害者情報文化センターにおける講師派遣。市の指定管理施設である視覚障害者情報文化センターにおいて、小学校等から相談があった際に、盲導犬ユーザーや歩行訓練士等を講師として派遣している。	理解促進に効果があった。	—	—	×
宇都宮市	○	○	盲導犬ふれあい教室の実施（市内小学校に盲導犬と育成団体職員を派遣し、訓練の様子や接し方、視覚障がいについての説明、歩行体験等を行う。）	盲導犬や視覚障がいについての理解を深める	—	1,160,000	○

■その他

市町村	2018 年度	2019 年度	内容	取り組みの 効果	課題	費用	補助金 利用
名古屋市	×	○	商業施設利用の際に、複数店舗より入店拒否があった事例を受け、市役所管理職対象の差別解消にかかる研修において事例として紹介。	補助犬の受け入れに関して、他部局に対して周知が図れた。	—	—	×

【啓発事業】

○政令市

2018年度：啓発活動事業の実施	
実施あり	68% (13)
実施なし	32% (6)

2019年度：啓発活動事業の実施予定	
実施あり	68% (13)
実施なし	32% (6)

○中核市

2018年度：啓発活動事業の実施	
実施あり	45% (20)
実施なし	55% (24)

2019年度：啓発活動事業の実施予定	
実施予定あり	48% (21)
実施予定なし	52% (23)

■補助犬啓発用のウェブサイト掲載

市町村	2018年度	2019年度	内容	取り組みの効果	課題	費用	補助金利用
仙台市	○	○	市ウェブサイトへの掲載	—	—	—	×
さいたま市	○	○	市のホームページ及び福祉ガイドに補助犬についての記事を掲載	補助犬の受け入れについての啓発	—	—	×
相模原市	×	○	市ホームページにおける身体障害者補助犬及びほじょ犬マークの掲載・紹介	市民等に対する補助犬の理解啓発	—	—	×
名古屋市	○	○	市のウェブサイトにて、補助犬法や相談窓口のページを掲載	補助犬に対する理解の促進	—	—	×
函館市	○	○	ほじょ犬について理解を求めるホームページを、市ウェブサイトに掲載	—	—	—	—

いわき市	○	○	市公式ホームページへ補助犬への理解及び協力等について掲載している。	市公式ホームページ利用者の補助犬に対する理解促進を図ることができる。	特になし	0	×
船橋市	○	○	市ホームページにおいて啓発記事を掲載	補助犬の役割や触れ合い方について周知することができる	—	0	×
富山市	○	○	富山市のホームページにおいて身体障害者補助犬法に関する周知広報を行っている	—	—	—	×
福山市	○	○	福山市ホームページに「ほじょ犬マーク」を含む障がい者に関するマークを掲載。	測定が難しい	特になし	0	×

■厚生労働省リーフレット等の配布

市町村	2018年度	2019年度	内容	取り組みの効果	課題	費用	補助金利用
仙台市	○	○	希望者への配布	—	—	—	×
さいたま市	○	○	区役所等へのステッカー掲示とリーフレット配置	補助犬の受け入れについての啓発	—	—	×
千葉市	○	○	希望する事業者に対し配布	補助犬の普及啓発	—	—	×
	×	○	オリパラ関係のイベント会場にて配布	補助犬の普及啓発	—	—	×
横浜市	×	○	市内医療機関（約5,000カ所）へのリーフレット、ステッカーの配布	医療機関の補助犬受け入れについての周知	飲食店等への啓発も行いたい、個別対応に留まっている	50000	×
相模原市	×	○	リーフレット等の市窓口への配架	補助犬に対する理解の醸成	—	—	×

浜松市	○	○	市民への啓発を目的とした補助犬啓発イベントの開催	リーフレットを読んでいただくことにより補助犬について関心を持つきっかけ作りができる。	資料配布後に受け取った方々が補助犬について関心を持ってくれるかまでは確定できない。	224,000 ※啓発活動も含む	×
	○	○	市民への啓発を目的とした補助犬啓発セミナーの開催（補助犬健康診断の周知を含む）	リーフレットを読んでいただくことにより補助犬について関心を持つきっかけ作りができる。	講義と絡めているのでリーフレットが補足資料扱いになりやすい。	0	×
	×	○	市役所職員への理解度向上を目的とした研修会の開催	研修と合わせ補助犬についての知識を得る際の補助資料とすることができる。	講義と絡めているのでリーフレットが補足資料扱いになりやすい。	0	×
	○	○	障害者週間啓発イベントでのステッカー・パンフレット配布	リーフレットを読んでいただくことにより補助犬について関心を持つきっかけ作りができる。	配布を行うだけなので専門的な質問をされた際、即答が難しい。	0	×
名古屋 市	○	○	事業所の届出窓口である各区保健センターにリーフレット、ステッカーを設置	事業者に対する補助犬に関する理解の促進	—	—	×
岡山市	○	○	希望者に対して、ステッカーやリーフレットの配布を実施	市民に対しての周知および啓発	—	—	×
旭川市	×	○	公共交通機関へのポスターの掲載，リーフレットの設置依頼。	補助犬について知る機会の提供。	より多くの場所にポスターを掲載・リーフレットの設置をし，補助犬について目に触れる機会を増やす必要がある。	280	×
青森市	○	○	課窓口にて補助犬同伴ステッカー、パンフレットの配布	周知が図られた。	今後も周知活動が必要と考える。	0	×

いわき市	○	○	食品衛生協会が主催する食品衛生責任者養成講習会において、リーフレット等を配布している。	飲食業に従事する可能性が高い食品衛生管理者の補助犬に対する理解促進を図ることができる。	特になし	0	×
宇都宮市	○	○	補助犬同伴ステッカー及びパンフレットの配布	補助犬への理解促進	—	0	×
前橋市	×	○	他部署に依頼し、リーフレットとステッカーを飲食店の食品営業許可の際に配布。また、補助犬募金箱の隣にリーフレットや協会からの広報紙を設置。その他、盲導犬ユーザーや法人等の要望に応じて配布を行う。	—	—	0	×
川口市	○	○	ステッカーとポスターの掲示、リーフレットの配布。	市民への普及啓発	より効果的な普及啓発の検討	0	×
船橋市	○	○	所管課が主催するイベントにおいて、リーフレット等を配布	補助犬の役割や触れ合い方について周知することができる	—	0	×
金沢市	○	○	9月に開催の「福祉のつどい2018」において、補助犬PRブースを開設し、補助犬のPR活動を行った。	イベントに参加した市民に対して補助犬の情報を周知し、ふれあう機会となっている。	時期的に暑さが厳しいため、補助犬ユーザーや補助犬が長時間活動することに対する配慮が必要となる。	81,000	○
	×	○	10月開催の「かなざわウォーク2018」において、補助犬PRブースを開設し、補助犬のPR活動を行う	イベントに参加した市民に対して補助犬の情報を周知し、ふれあう機会となっている	2018年は台風のため荒天中止となった。	0	×

金沢市	○	○	(随時) 保健所が行う飲食店への営業許可や指導の際に、補助犬ユーザーの円滑な利用のため、ステッカーやリーフレットを配布。	補助犬ユーザーが円滑に飲食店を利用することを図る。	—	0	×
高槻市	○	○	差別解消法による訴えの中で店舗にリーフレットを配布し、理解を求めた。	補助犬に関する理解を得ることができるとともに、店頭にはじょ犬シールを貼付け、市民への啓発にもつながった。	—	0	×
	○	○	商工会議所の会報誌にあわせ補助犬に関する周知及び補助犬シールの配布希望を募る。	補助犬に関する理解を得るとともに、店頭にはじょ犬シールを貼付け、市民への啓発につなげる。	補助犬シールをすべての商工会議所に配布しようとしたが、配布数が足りずに断念した。周知啓発を行うためには、一定数の補助犬シールが必要。	72,930	×
尼崎市	○	○	補助犬同伴ステッカーや啓発リーフレットの配布。	—	—	0	×
和歌山市	○	○	医療機関等に周知を行う	—	—	—	—
松江市	○	○	障がい者週間に合わせ、盲導犬のリーフレットを配布、ポスターを掲示した。	不明	—	0	×
福山市	○	○	2017年度市作成の補助犬への理解・啓発の内容を含むリーフレットを配布。	1274部配布。	特になし	0	×

高松市	○	○	商店街組合等に対してステッカーやパンフレットを配布し、啓発を行った。	ステッカーを貼り付けている施設が増加した。	食品を扱う施設からの苦情	0	×
宮崎市	○	○	希望者にリーフレットや補助犬同伴ステッカーを配布 障がい福祉課窓口にてリーフレットを設置	—	—	0	×

■広報誌への記事掲載

市町村	2018年度	2019年度	内容	取り組みの効果	課題	費用	補助金利用
さいたま市	○	○	市の広報誌に、補助犬についての記事を掲載	補助犬の受け入れについての啓発	市民向けの市広報誌に加え、商工会議所の会報誌へも記事掲載を依頼し、事業者への周知を図った。	—	×
新潟市	○	○	障がい者週間に合わせて、補助犬の受け入れについて市報に記事を掲載	—	—	—	
神戸市	○	○	神戸商工会議所のメールマガジン及び情報への啓発記事掲載	事業者への補助犬の周知・啓発	—	—	×
岡山市	○	○	市のHPへ補助犬ステッカーの配布について掲載	市民に対しての周知および啓発	—	—	×
	○	○	市のHPへ補助犬飼育費の助成について掲載	市民に対しての周知	—	—	×

岡山市	○	○	市の広報紙へ身体障害者補助犬貸与（県制度）の申請について掲載	市民に対しての周知	—	—	×
函館	○	○	市発行の広報誌等への，理解を求める記事の掲載	—	—	—	—
前橋	○	○	市広報紙に補助犬啓発の記事を掲載	—	—	0	×
船橋	○	○	市広報紙において啓発記事を掲載	補助犬の役割や触れ合い方について周知することができる	—	0	×
豊中	○	○	大阪府が行う「大阪府身体障がい者補助犬使用者募集」について、市の広報誌及びHPに掲載し、呼びかけている。	—	—	—	×
松江	○	○	市報松江に補助犬の同伴拒否の禁止について掲載した。	不明	飲食店での補助犬同伴の入店拒否の相談に応じ、事業者へ指導しても理解が得られないことがある	一括計上	×
福山	○	○	広報ふくやまに補助犬給付事業について掲載	1件の申込があった。	特になし	0	×
宮崎	○	○	市広報に補助犬給付希望者の記事を掲載	—	—	0	×

■その他

市町村	2018 年度	2019 年度	内容	取り組みの 効果	課題	費用	補助金 利用
札幌市	○	○	補助犬同伴ステッカーの配布	—	—	—	×
千葉市	○	○	盲導犬育成のための募金活動に係る依頼を団体から受け、JRに対し場所の提供について協力依頼を行う	視覚障害者の支援、盲導犬の育成に繋がる	—	—	×
横浜市	○	○	12月の障害者週間に、商業施設で啓発イベント	一般市民への理解促進及び周知	市民周知や集客など効果的な手法	100000	×
川崎市	○	○	動物愛護フェアかわさき 9/20～9/26の動物愛護週間に実施している動物愛護フェアかわさきにおいて、補助犬デモンストレーションを実施している。	啓発活動に効果があった。	—	—	×
	○	○	手をつなぐフェスティバル 11/17に実施した手をつなぐフェスティバル（障害普及啓発イベント）において、（公財）日本盲導犬協会の神奈川訓練センターに協力してもらい、盲導犬（PR犬）のふれあい体験を実施した。	啓発活動に効果があった。	—	—	×
名古屋市	○	○	10月に開催するイベント「障害者と市民のつどい」において、ブースを設けて補助犬のデモンストレーション等を実施	補助犬に対する理解の促進	—	—	×

神戸市	○	○	障害者差別解消法に係る事業者等による研修への弁護士等の講師派遣（補助犬に係る内容を含む）	市民への補助犬の周知・啓発	—	145千	×
	○	○	それぞれの障害特性を理解し、障害のある方の手助けができる市民を養成する講座（障がいサポーター養成講座）の開催（補助犬に係る内容を含む）	市民への補助犬の周知・啓発	—	2,578千	○
	○	○	区役所窓口における厚生労働省作成の補助犬ステッカー、補助犬リーダーフレットの配布	市民への補助犬の周知・啓発	—	0	×
	○	○	障害や障害のある人に対する市民の理解を促進するため、障害があることによる生きづらさについての講演会や、イベントへのブース出展を行う際に、補助犬に係る市作成のパネル展示や、クリアファイルの配布を行った	市民への補助犬の周知・啓発	—	1,592千	○
広島市	○	○	希望者に補助犬同伴ステッカーを配布している。	—	—	—	×
福岡市	○	○	盲導犬について、市内15の学校等で出前講座を実施	—	—	499200	○
	○	○	補助犬について、啓発イベントを実施	—	—	499998	○
函館市	○	○	市新入職員採用時研修の一環として、盲導犬ユーザーの講話を実施	—	—	—	—

前橋市	○	○	障害福祉啓発事業の一環として行うイベントでの盲導犬体験	初の取り組みであったが、体験者 30 名。そのうち視覚障害者 6 名が体験。	—	0	×
越谷市	○	○	市内公共施設における補助犬シールの貼付、民間企業への補助犬シール・リーフレットの配布を行った。	身体障害者補助犬法及び障害者差別解消法を理解いただくことに寄与した。	民間企業の理解をさらに深めるとともに、一般市民への啓発を行う必要がある。	0	×
姫路市	○	○	姫路ふくしまつりで兵庫盲導犬協会の協力を得てブース設置と PR 活動実施。	盲導犬周知	—	3000	×
尼崎市	○	○	ポスターやステッカーの市庁舎（出先含む）や関連機関での掲示など。	—	—	0	×
松江市	×	○	障害者差別解消条例の施行後の状況把握のための市民アンケートへの協力者に、補助犬の広報グッズを配布した。	不明	—	0	×

【ニーズならびに供給体制の把握事業】

○政令市

2018年度：ニーズ並びに供給体制の把握事業実施	
実施あり	5% (1)
実施なし	95% (18)

2019年度：ニーズ並びに供給体制の把握事業実施予定	
実施予定あり	5% (1)
実施予定なし	95% (18)

○中核市

2018年度：ニーズ並びに供給体制の把握事業実施	
実施あり	7% (3)
実施なし	93% (41)

2019年度：ニーズ並びに供給体制の把握事業実施予定	
実施予定あり	7% (3)
実施予定なし	93% (41)

■障害者団体に対して調査

市町村	2018年度	2019年度	内容	課題	費用	補助金利用
福山市	○	○	福山ハーネスの会に年に1回程度調査を行っている。	特になし	0	×
呉市	○	○	県の盲導犬給付事業の募集案内（視覚障害者団体等に対し周知することで、盲導犬の需要把握をしている。）	視覚障害者団体等に参加していない方について、盲導犬の需要把握が出来ていない。	0	×

■その他

市町村	2018年度	2019年度	内容	課題	費用	補助金利用
名古屋市	○	○	名古屋市総合リハビリテーションセンターに介助犬、聴導犬の使用を希望する方を対象とした相談窓口を設置している。 (認定相談事業)	—	516000	×

尼崎市	○	○	県の補助犬貸付事業が、市を通して申請することとなっているため、市の広報誌及びHPにも掲載し、呼びかけている。	—	0	×
-----	---	---	--	---	---	---

【連携体制の取り組み】

○政令市

2018年度：連携体制の取り組み実施	
実施あり	5% (1)
実施なし	95% (18)

2019年度：連携体制の取り組み実施予定	
実施予定あり	5% (1)
実施予定なし	95% (18)

○中核市

2018年度：連携体制の取り組み実施	
実施あり	9% (4)
実施なし	91% (40)

2019年度：連携体制の取り組み実施予定	
実施予定あり	9% (4)
実施予定なし	91% (40)

■基幹相談支援センター

市町村	2018年度	2019年度	内容	課題	費用	補助金利用
静岡市	○	○	身体障害者補助犬相談事業	補助犬の入店拒否に関する相談が月1くらいであるため、補助犬の役割について更なる広報が必要である。	—	×
前橋市	○	○	受け入れ拒否に関する情報共有	—	—	—

■その他

市町村	2018年度	2019年度	内容	課題	費用	補助金利用
前橋市	○	○	補助犬希望者や使用者、受け入れ拒否等に関して、訓練事業者及び県と情報共有	—	—	—

船橋市	○	○	補助犬ユーザーから寄せられた差別事例（同伴受入れ拒否）や受入れ状況等について情報共有を行い差別事例再発防止のための周知活動について意見を収集した	差別解消法の規定上、事業者については行政より助言等を行えるが、個人に対しては実行力のある対応が難しい。（啓発にとどまる）	(2018 実績) 236,712 円 (2019 予算) 269,640 円	×
呉市	○	○	県及び県内他都市との補助犬に係る相談・苦情の情報交換	—	—	×
宮崎市	○	○	県の障がい福祉課を通じて把握	—	—	×

(3) 地域生活支援事業による「身体障害者補助犬育成促進事業」の補助金について、利用における課題や利用していない理由

「身体障害者補助犬育成促進事業」についての県と本市の連携や情報共有の仕組みがない。
現状、本市では補助犬育成促進に係る事業を実施していないため補助金を利用していない。
実施できる環境が整備されていない。
利用者が少なく、要望も少ないこと。
ニーズがほとんどないため。

相談・問い合わせ

5.補助犬に関する相談内容の記録、保管について

○政令市

記録・保管している	記録・保管していない	回答無
89%(17)	5%(1)	5%(1)

○中核市

記録・保管している	記録・保管していない	回答無
61%(27)	36%(16)	2%(1)

6.2018年度の補助犬に関する相談・苦情について

○政令市

	相談・苦情があった	相談・苦情がなかった
盲導犬	53%(10)	47%(9)
介助犬	26%(5)	74%(14)
聴導犬	16%(3)	84%(16)

○中核市

	相談・苦情があった	相談・苦情がなかった	その他
盲導犬	32%(14)	64%(28)	5%(2)
介助犬	9%(4)	86%(38)	5%(2)
聴導犬	0%(0)	93%(41)	7%(3)

*その他・記録なし、回答なし

7-1.補助犬に関する問い合わせの項目と相談者について

1) 盲導犬

	補助犬 使用者	補助犬 希望者	障害者 家族	訓練 事業者	受入れ 事業者	一般 市民	その他	計
訓練事業者関連	0	1	0	0	0	1	1	3
資料請求	1	1	0	0	1	0	0	3
その他問い合わせ	0	4	0	1	1	2	43	51
同伴拒否関連	15	1	0	1	1	1	15	34
その他苦情	2	0	0	0	0	4	0	6

2) 介助犬

	補助犬 使用者	補助犬 希望者	障害者 家族	訓練 事業者	受入れ 事業者	一般 市民	その他	計
訓練事業者関連	0	4	1	0	0	0	0	5
資料請求	1	0	0	0	0	0	1	2
その他問い合わせ	0	1	0	1	0	0	12	14
同伴拒否関連	2	0	0	0	0	0	0	2
その他苦情	0	0	1	0	0	0	0	1

3) 聴導犬

	補助犬 使用者	補助犬 希望者	障害者 家族	訓練 事業者	受入れ 事業者	一般 市民	その他	計
訓練事業者関連	0	0	1	0	0	0	0	0
資料請求	0	0	0	0	0	0	0	0
その他問い合わせ	0	0	0	0	0	0	6	6
同伴拒否関連	0	0	0	0	0	0	0	0
その他苦情	0	0	0	0	0	0	0	0

7-2.相談の具体的な内容

1) 盲導犬

■訓練事業者に関する紹介や相談

内容	対応
盲導犬を利用するには、どのような手続きが必要か。	公益財団北海道盲導犬協会、北海道立心身障害者総合相談所に問い合わせ ていただくよう説明
補助犬を利用したい	聞き取り調査等を行い、申請までの手続きや盲導犬訓練事業者の情報提供を 行った。
盲導犬を希望した場合の一般的な手続きの流れについて	手続きの流れを説明し、いくつかの訓練事業者を伝えた。

■盲導犬同伴の受け入れ拒否に関する対応や相談

【飲食店、商業施設等】

内容	対応
飲食店への入店拒否	当該飲食店に事実確認を行うとともに障害者差別解消法及び身体障害者補助 犬法等について説明。
フランチャイズチェーン本部より、盲導犬の入店拒否をしてしまった店舗の報告 を受け、市における補助犬に関する条例の有無についての問い合わせ。	市の条例はない旨を伝え、身体障害者補助犬法を紹介。
飲食店にて受け入れを拒否された	飲食店運営会社に説明し、受け入れ
盲導犬使用者がドラッグストアへの入店を断られた(関係機関より情報提供が あったもの)。	関係機関から、当該店舗に対し状況説明と解決策を求め、店舗からは従業員へ の指導を徹底すると回答を得た。
飲食店が盲導犬の入店に難色を示した。	法の趣旨等を説明。
飲食店に盲導犬の入店はできないと言われた。	該当の飲食店を訪問し、法の趣旨等を説明。
観光に来た際に、飲食店に受け入れ拒否をされることが多かった。	観光課へ報告。
盲導犬を連れてのレストランの予約を行ったところ、盲導犬を連れている事を理 由に断られた。	店舗に確認し、補助犬法について説明。盲導犬の入店を拒否してはならないこ とを確認し、理解を求めた。その後は店舗は十分に理解をしており、ほじょ犬シ ールの店頭の貼付にもご協力いただいている。

飲食店への盲導犬の同伴拒否	拒否した飲食店へ補助犬法への理解を求め、受け入れられるようになった。
盲導犬を同伴した状態での飲食店の建物への立ち入りを拒否された。	補助犬法の趣旨を説明し理解を得た。
盲導犬を同伴した状態でのスーパーマーケットの建物への立ち入りを拒否された。	補助犬法の趣旨を説明し理解を得た。
H31.2.4 にホテルの管理部門の従業者から「盲導犬受け入れは義務か努力義務か問い合わせあり。※上記問い合わせは、盲導犬利用者がホテルのテナント(魚料理屋)を利用した際、受け入れに対するテナントへの苦情が、ホテル側へ寄せられたことが背景である。	身体障害者補助犬法により、受け入れは義務であること及び障害者差別解消法においても、法的権利として確立していることを説明する。合わせて、補助犬使用者側にも表示等の義務があることを伝えた。その上で、補助犬に係るパンフレットの送付や必要に応じてテナントへ出向き、受け入れの啓発を行うことを提案したが、「インターネットで補助犬法を勉強した上で、テナントに受け入れを拒否することがないよう、ホテル側から啓発を行う。」との申し出があった。
長崎市内の飲食店に補助犬を同伴して来店が可能か問い合わせたところ断られたため、指導等の対応を行ってほしい。	問い合わせ先に電話を行い、身体障害者補助犬法の趣旨等の説明を行い、説明を行った旨を本人へ回答した。

【ホテル等宿泊施設】

内容	対応
宿泊施設における同伴拒否について行政としてアプローチできないか。	県にも同様の問い合わせがあり、県より旅館業協会へ周知を実施。当該ホテルに対しては、相談者より資料の送付をしていたため、受入について善処するよう進言。
ホテルに宿泊しようとしたところ、盲導犬は宿泊室ではなく屋外に案内された。あまりの対応に、すぐに他のホテルへの宿泊に切り替え、問題なく宿泊することができた。後日、ホテルへの指導の要請を受けた神戸市障害者支援課が盲導犬のホテルの宿泊について、ホテルと話をしたが、理解してもらうまでにはいかなかった。なお、盲導犬ユーザーは、宿泊予約の際に盲導犬同伴とは伝えていなかった。	同ホテルの支配人と面談を行った。「身体障害者補助犬法」及び「障害者差別解消法」について説明し、補助犬法上、同伴の受け入れは義務であることを伝えた。支配人からは、障害者と盲導犬と同室での宿泊について、認識がなかったとの返答があり、今後は、補助犬について、同室での宿泊で対応するとのこと了承を得た。

【医療機関】

内容	対応
医療機関の入院者面会の受け入れ拒否	医療機関への聞き取りを行い、法の趣旨の説明と受け入れの理解を求める
健康診断受診を希望したところ、医療機関から受け入れを拒否された	医療機関に説明し、受け入れ
知人のお見舞いのため、病院側に盲導犬の同伴を問い合わせると、受け入れを拒否される。	病院側に事実確認をし、医療機関等にリーフレットを配布、周知活動を行う。
盲導犬を同伴した状態での医療機関の建物への立ち入りを拒否された。	補助犬法の趣旨を説明し理解を得た。

■その他問い合わせ

内容	対応
市内の補助犬の稼働頭数を教えてほしい。	回答した。
宿泊・研修施設にてスタッフの人権研修として補助犬の研修を実施したい	「ほじょ犬もって知って BOOK」を送付
盲導犬協会に貸与の申請をしようとしたら、窓口は市である旨を伝えられた。	窓口は盲導犬協会である旨を伝達。
見かけた盲導犬の体調が不安	市民からの通報を受けた訓練事業者と情報共有、他事業者への照会を行い、通報者へ特定困難と返答
盲導犬希望者が、住んでいるアパートの管理会社と盲導犬との居住について協議していた。現在2階に居住しており、1階に居住している方が犬が苦手とのことから、別棟の1階への転居について協議を進めていたが、管理会社との関係性が悪化してしまった。管理会社との話し合いに同行していただきたいと、訓練事業者から相談があった。	転居先が公営住宅へ決まったため、解決に至った。
市主催のパパママ教室に盲導犬ユーザーが参加した際、受付で対応に手間取ってしまい、また犬の名前を呼んで犬に話しかけるなどしてしまい、ユーザーから叱責を受けた。犬嫌いやアレルギーの方はいなかったので、盲導犬同伴でパパママ教室を受けてもらったが、今後のために対応マニュアルがほしい。	身体障害者補助犬法第9条の規定により、地方公共団体には補助犬の同伴を受け入れる義務があることを説明。受け入れの姿勢を示したうえで、盲導犬の待機スペースや周りの方の意向（犬が苦手な方やアレルギーがある方等）を確認するのに時間がかかる旨を伝えると良かったのではないかとアドバイスした。マニュアルについては、障害を理由とする差別の解消の推進に関する職員対応要領と補助犬受入れマニュアルをメールするとともに、職員用掲示板に記事を掲載。
貸付申込の方法	兵庫県の実施している貸付制度を案内した。
盲導犬に対する傷病時の助成制度はあるのか	県開業獣医師会の助成制度を案内。
盲導犬を使用したいが、申請の方法がわからない	申請方法の説明をする。しかし、期間内に申請はされなかった
使用している補助犬を大型犬から小型犬に変更したい。	鹿児島県に連絡し、県職員と協会内で今後の方針について話し合い、本人へ直接回答することのこと。

■盲導犬に関するその他の苦情

内容	対応
盲導犬の貸与を受けられなかった旨の苦情。	連絡があった旨を盲導犬協会に伝達。

2) 介助犬

■資料請求

内容	対応
介助犬のポスターをいただきたい。	ポスターを送付。

■介助犬同伴の受け入れに関する対応や相談

内容	対応
ビル管理会社からの受け入れ拒否	テナント企業及び管理会社に事実確認を行ったところ、受け入れにつき問題無しとの回答を受けた。
飲食店への介助犬同伴を拒否された	市担当者が当該飲食店を訪問し、身体障害者補助犬法及び障害者差別解消法の趣旨を説明。また、補助犬に係るパンフレットやステッカー等の啓発資料を提供し、店舗従業員へ周知していただくよう依頼した。

■介助犬に関するその他の苦情

内容	対応
訓練事業者の対応について、使用者家族からの苦情	訓練事業者への聞き取り、厚労省ほか関係自治体と情報共有および対応の協議を実施

■その他問い合わせ

内容	対応
訓練事業者から、児童向けの普及啓発についての相談	区関連部署を紹介
補助犬利用希望者からの相談2件	2件すべて相談を受け付け、面談（専門相談）対応をした。このうち2件総合評価、認定審査を実施した。
小型犬も介助犬になるか？どこに相談したらよいか？	介助犬育成団体に相談するようお伝えした。
介助犬について興味があるがまずどこに相談したらよいか	区役所経由で相談があったため当事業団へご連絡いただくようお伝えした。

介助犬の給付申請。	給付申請を受理した。
もともと使用している介助犬が引退を考えているため、代わりとなる貸付がないか。	県の実施している貸付制度を案内した。
介助犬の貸与を希望した場合の手続き等について	県内のハーネスの会について情報提供

3) 聴導犬

■聴導犬同伴の受入れに関する対応や相談

内容	対応
聴導犬ユーザーより商業施設における店員の対応についてのクレームがあった。	本市で行っている障害者差別解消法研修講師派遣事業、障害サポーター養成講座について紹介した。当該商業施設より、実施に向けて検討するとの回答を得た。

■その他問い合わせ

内容	対応
ペットを聴導犬にできるか？	聴導犬育成団体に相談するようにお伝えした。

8.補助犬窓口の存在、目的、業務内容に関わる普及啓発活動の実施について

○政令市

実施している	実施していない
79%(15)	21%(4)

○中核市

実施している	実施していない	回答無し
50%(22)	48%(21)	2%(1)

具体的な普及啓発の実施方法

・政令市

市町村	内容
札幌市	市の公式ウェブサイトや障がい福祉課作成のガイドブック等に、盲導犬に関する問い合わせ先を掲載している。
さいたま市	市のウェブサイトやガイドブック、市広報誌に記事を掲載した。
千葉市	・本市障害者自立支援課のウェブサイト及び、障害者福祉のあんない(冊子)にて、「ほじょ犬マーク」についての案内を掲載。・本市ウェブサイトの「よくある質問と回答」において、補助犬給付に関する申請先等の案内を掲載。
横浜市	障害福祉の制度案内冊子、ウェブサイトへの掲載
川崎市	市ウェブサイト及び市で作成している障害福祉全般の案内冊子への掲載を行い、周知している
相模原市	市ウェブサイトに相談窓口等の情報を掲載。
新潟市	市ウェブサイトや市報に、補助犬の啓発及び補助犬同伴の受け入れについて理解を求める記事を掲載している。
静岡市	・窓口において「身体障害者補助犬のことをもっと知ろう!」リーフレットを配架している。 ・静岡市障害者相談支援センターのチラシに補助犬相談について記載し配架している。
浜松市	理解促進、啓発活動についての質問で回答したとおり。補助犬に関する理解促進・啓発に関するイベント等を実施することで普及啓発を行っている。
名古屋市	当課発行の「障害者福祉のしおり」中で補助犬の相談窓口を相談内容別に紹介しています。媒体は、冊子版、点字版、DAISY版及びウェブサイト「ウェルネットなごや」(http://www.kaigo-wel.city.nagoya.jp/view/shiori/social/kaijoken.html)。
大阪市	・ウェブサイト、障がい福祉制度紹介冊子への掲載により広報
堺市	障害のある方を対象に配布している「障害福祉のしおり」という各種制度や相談窓口等を掲載した冊子の中に問い合わせ先を記載している。
広島市	・窓口で補助犬に関するリーフレットを置いている。 ・希望者に補助犬を紹介するDVDを貸し出している。
北九州市	・市ウェブサイトへの掲載。 ・当課発行の「障害福祉ガイド」への掲載。

福岡市	市の障がい福祉ガイドに補助犬の相談窓口を掲載している。
・中核市	
市町村	内容
函館市	市民あてに配布している広報誌等への記事掲載
八戸市	ウェブサイトへの掲載
いわき市	市公式ウェブサイトへ補助犬への理解及び協力等について掲載している。
高崎市	「ほじょ犬・もっと知ってBOOK」の配布、公益財団法人日本盲導犬協会への募金箱の設置
川越市	窓口へ啓発ポスター等を設置し、市民から相談があった場合は適宜、補助犬担当職員や地区担当ケースワーカーが対応している。
川口市	ステッカーとポスターの掲示、リーフレットの配布。
越谷市	「越谷市の障害者福祉ガイド」を発行し、障がい者に関する各種制度について紹介しているが、その中で身体障害者補助犬に関する相談窓口であることを掲載している。
船橋市	市ウェブサイト、市が発行している「障害福祉のしおり（音声コードあり）」にて掲載し、周知している。
八王子市	障害者福祉課が市民向けに作成している障害者手当やサービス等を紹介する冊子「福祉のしおり」において、補助犬の苦情相談窓口の情報を掲載している。
高槻市	高槻市ウェブサイト「身体障がい者補助犬をご存知ですか？」「障がい者のシンボルマーク」を掲載、窓口でリーフレットを配布。
豊中市	障害者差別解消法について説明するとともに、例示として補助犬の話をするところがある。講演会を行うこともある。
姫路市	姫路ふくしまつりでのブース設置とPR活動。県より受領の案内文設置。
西宮市	年に1回、県が実施する補助犬利用希望者募集の際に、市の広報誌に募集記事を掲載
松江市	盲導犬ユーザには補助犬相談窓口について周知できている。
福山市	厚生労働省から送付されたパンフレット、「福山ハーネスの会」発行の理解促進用チラシを本庁、支所及び保健所等の窓口に設置
呉市	視覚障害者団体及び社会福祉協議会等を通じて、一般市民への補助金業務の周知を行っている。また、補助犬制度について、市ウェブサイトに掲載し周知を図っている。
下関市	身体障害者補助犬について、市のウェブサイトに掲載し、山口県のウェブサイトとリンクさせている。
高松市	補助犬の普及啓発を行う際に合わせて相談窓口について伝えている。
長崎市	長崎市第4期障害者基本計画に身体障害者補助犬の周知・啓発について掲げており、窓口のチラシ置き場に国が作成した補助犬に関するリーフレットを置いている。
佐世保市	ポスター掲示、パンフレット配布
宮崎市	宮崎県（身体障害者補助犬育成促進事業の実施主体）からの依頼を受け、年1回広報誌にて、啓発（給付希望者募集を行っている）。

9. 「身体障害者補助犬法」等に関する意見、要望、質問等

市民、医療機関、飲食店、商業施設、学校等に対して、補助犬受け入れについての理解、啓発をさらに力を入れる必要があるように思います。関係事業者や民間企業等とも連携して、普及啓発の取り組みを行いたいと考えます。なお、地域生活支援事業による「身体障害者補助犬育成促進事業」について、県と協働で普及啓発事業が行えないか検討していきたいです。また、各自治体の担当者が情報収集や情報交換等ができる場（会議、セミナー等）があればいいと思います。

飲食店での補助犬同伴拒否にかかる苦情相談があり、その都度対応しているところであるが、拒否事案が発生しないことが大切であると考えている。しかしながら、店舗の数は膨大で、直接の働きかけは極めて困難であり、また、本市域に限った課題ではないと考えられるので、国による全国的、継続的な啓発活動の実施を望みたい。

社会的認知は低く、駅や大型店舗などにもポスターやパンフレットを設置し、多くの方の目に触れるようにし、マスメディア等で広く周知し、補助犬に関する啓蒙活動をより一層行っていく必要がある。

平成30年度（2018年度）調査 <都道府県>

身体障害者補助犬育成促進事業等実施実態調査

身体障害者補助犬の育成に対する助成制度は、障害者総合支援法に規定する地域生活支援事業により行われています。平成27年度から、地域生活支援事業による「身体障害者補助犬育成促進事業」に、以下の3点、

- ①従来からの補助犬の育成（費用助成）
- ②地域における理解促進・普及啓発に要する費用
- ③地域でのニーズの把握及び育成計画の作成等に要する費用

が補助対象に加えられました。そういった状況を鑑み、平成28年度調査の設問12（平成26年度以前の設問7）を、平成29年度の「補助犬育成促進事業等実施実態調査」から設問10に改め、「身体障害者補助犬育成促進事業」に関する取り組みの状況に関してより詳しく回答して頂くことに致しました。

ご多忙の折とは存じますが、**2020年2月6日（木）までにE-mailまたはFAXでご返信**下さいますよう、宜しくお願い申し上げます。

返信先E-mail: info-sj@sjdrc.jp

FAX : 045-275-7771

【回答上の注意】ご回答は「Excelファイルへ入力しメール送信」か「印刷した調査票に記入しFAX送信」のいずれかにてお願いいたします。緑色は選択式、青色は数値記入式、黄色は自由記述式の回答欄です。選択式の欄はExcelのプルダウン選択技があります。回答データの処理の都合上、調査票の回答欄の数を増やしたり減らしたりすることはご遠慮ください（回答欄の縦横の幅を変更するのは問題ございません）。回答欄の数が不足する場合、ご回答が選択技に合わない場合等は、調査票の右側欄外「備考欄」にご回答をお書きください。

I. 基本データ

都道府県		部署		担当課名		担当者数	
電話番号		担当者氏名		専任/兼任		専任	
FAX		今後の連絡先E-mail				兼任	

1. 平成30年度（2018年度）の貴都道府県内における第二種社会福祉事業の届出の増減についてうかがいます。

（1）平成30年度に貴都道府県内で、第二種社会福祉事業の届出を新たに行った訓練事業者はありますか？ 訓練事業者がある場合、その届出日もご記入下さい。

参考：厚生労働省ほじよ犬HP

事業者の有無 ある/ない	盲導犬		介助犬		聴導犬	
	訓練事業者名	届出日	訓練事業者名	届出日	訓練事業者名	届出日
事業者名と届出日						

（2）平成30年度に貴都道府県内で、第二種社会福祉事業の届出取り消し手続きを行った訓練事業者はありますか？ ある場合は以下に、届出日と合わせてご記入ください。

事業者の有無 ある/ない	盲導犬		介助犬		聴導犬	
	訓練事業者名	届出日	訓練事業者名	届出日	訓練事業者名	届出日
事業者名と届出日						

II. 育成促進事業

2. 貴都道府県に補助犬使用者はいますか？ いる場合は全体の人数とその内、地域支援活動支援事業による「身体障害者補助犬育成促進事業」の助成対象人数についてもご回答ください。

	盲導犬	介助犬	聴導犬
補助犬使用者 a. いる b. いない c. 不明			
使用者の人数			
うち助成対象人数			

3. 平成30年度（2018年度）の補助犬の希望者はいましたか？ いた場合には件数をご記入願います。

	盲導犬	介助犬	聴導犬
補助犬希望者 a. いた b. いなかった			
件数			

4. 平成30年度（2018年度）の補助犬育成促進事業の実施件数をご記入願います。

	盲導犬	介助犬	聴導犬
実施の有無 a. 実施あり b. 実施なし			
実施件数			
1頭当たりの助成額			

5. 平成31年度/令和元年度（2019年度）の補助犬育成促進事業の実施予定はありますか？

	盲導犬	介助犬	聴導犬	補助犬の種類に関わらず
実施予定の有無 a. あり b. なし c. 未定				
1頭当たりの助成額				

6. 予算の有無に関わらず、希望者がいた場合、貴都道府県における補助犬育成補助事業の助成金の交付先の指定、または委託先はありますか。

<交付先の指定又は委託先の回答選択肢>

a. 希望者が選んだ訓練事業者 b. 貴都道府県が指定する訓練事業者 c. 貴都道府県が委託する団体

	盲導犬	介助犬	聴導犬
①交付先の指定又は委託先			
②訓練事業者、団体名 (①がb又はcの場合)			

7. 補助犬希望者の募集はどのような形で行っていますか。

<回答選択肢> a. 随時募集 b. 一定の期間を定めて募集 c. 先着順 d. その他

回答	「d. その他」の場合、具体的な方法

8. 「b. 一定の期間を定めて募集」と回答した方に伺います。

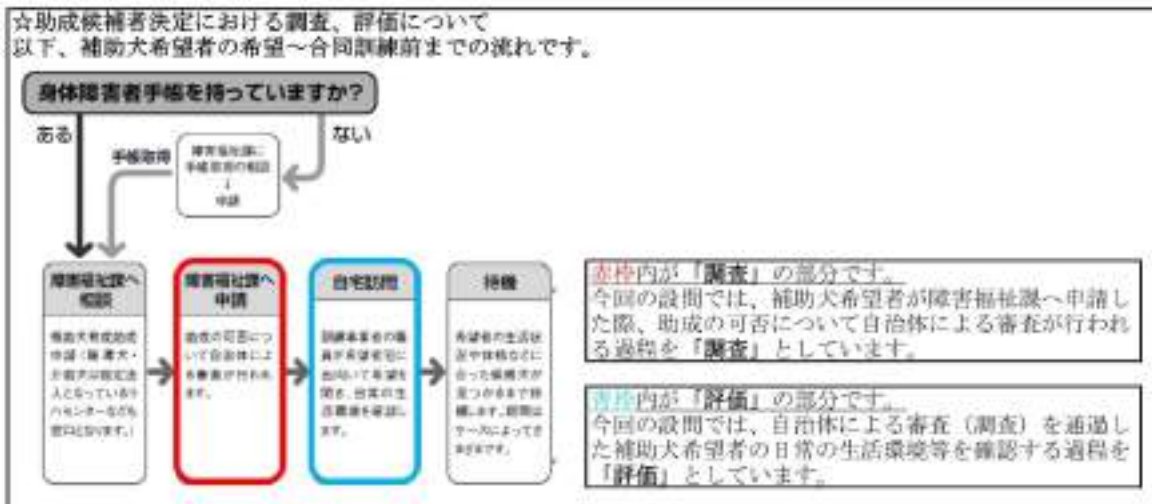
希望者募集の結果、実施予定頭数に達しなかった場合、再募集を実施していますか。

<回答選択肢> a. 実施している b. 実施していない c. 状況により検討する

回答

Ⅲ. 育成計画の作成

9. 貴都道府県の助成候補者決定における、調査ならびに評価について伺います。



(1) 貴都道府県において、「調査」を実施していますか。実施している場合はどのように実施していますか。

項目	回答選択肢	回答
調査の実施	a. 実施している b. 実施していない	
実施の方法	a. 都道府県主体で行っている b. 委託している	

【以下、1から3まで、調査について委託している場合のみ回答してください。】

1. 調査の委託先をご記入下さい。

<回答選択肢> イ. 訓練事業者 ロ. 補助犬法上の厚生労働大臣指定法人 ハ. その他

回答	事業者・法人・団体の名前

2. 平成30年度（2018年度）の調査委託の件数と、その費用についてご回答ください。またその事業について、地域生活支援事業における「身体障害者補助犬育成促進事業」補助金の利用有無について当てはまるものを選んでください。

件数	費用	補助金利用の有無 (a. 利用した b. 利用していない)

3. 委託した調査についてお答え下さい。

項目	回答
委託した調査時に貴都道府県の担当者が立ち会っていますか。 (a. 立ち会っている b. 立ち会っていない)	
委託した調査の報告書提出を求めていますか。 (a. 求めている b. 求めていない)	

(2) 貴都道府県においては「評価」を実施していますか。実施している場合はどのように実施していますか。

項目	回答選択肢	回答
調査の実施	a. 実施している b. 実施していない	
実施の方法	a. 都道府県主体で行っている b. 委託している	

【以下、1から3まで、評価について委託している場合のみ回答してください。】

1. 評価について委託先をご記入下さい。

<回答選択肢> イ. 訓練事業者 ロ. 補助大法上の厚生労働大臣指定法人 ハ. その他

回答	事業者・法人・団体の名前

2. 平成30年度（2018年度）の調査委託の件数と、その費用についてご回答ください。また、その事業について、地域生活支援事業における「身体障害者補助犬育成促進事業」補助金の利用有無について当てはまるものを選んでください。

件数	費用	補助金利用の有無 (a. 利用した b. 利用していない)

3. 委託した評価についてお答え下さい。

項目	回答
委託した評価時に貴都道府県の担当者が立ち会っていますか。 (a. 立ち会っている b. 立ち会っていない)	
委託した評価の報告書提出を求めていますか。 (a. 求めている b. 求めている)	

IV. 理解促進・普及啓発

身体障害者補助犬の育成に対する助成制度は、障害者総合支援法に規定する地域生活支援事業により行われています。平成28年度から、地域生活支援事業による「身体障害者補助犬育成促進事業」に、①従来からの補助犬の育成（費用助成）、②地域における理解促進・普及啓発に要する費用、③地域でのニーズの把握及び育成計画の作成等に要する費用、が補助対象に加えられました。

10. 補助犬法や補助犬に関する貴都道府県での取り組みについて伺います。

(1) 貴都道府県では、補助犬法や補助犬に関して、独自性のある取り組み（助成施策、理解促進・啓発、身体障害者補助犬育成計画の作成等）を実施しましたか、もしくは実施する予定がありますか。項目ごとにお答えください。

<回答選択肢> 2018年度 ⇒ a. 実施した b. 実施しなかった
2019年度以降予定 ⇒ a. 実施予定 b. 実施予定なし

項目	2018年度	2019年度以降予定
①助成施策：獣医療費の補助、飼育のための必要経費補助（餌代など）		
②理解促進：市町村・民間の理解促進を図るための研修会、補助犬ユーザーへの研修会		
③啓発活動：補助犬同伴ステッカーやパンフレットの配布、5月22日の補助犬の日にイベント開催、補助犬ニーズの掘り起こしを目的とした補助犬費使用者（障害者）に対する情報提供等		
④育成計画：補助犬希望者数の把握、訓練事業者の育成頭数の把握等		
⑤連携体制：補助犬使用者・訓練事業者・障害者団体・地方自治体の担当者・社会福祉協議会などから構成された連絡協議会、他県との連携等		

(2) 各取り組みに関しての具体的な内容や、取組の課題、おおよその費用、地域生活支援事業による「身体障害者補助犬育成促進事業」の補助金利用の有無についてご回答ください。

※ ②理解促進 ③啓発活動については、取組の背景と具体的な内容、主な対象者、取組による効果、取組の課題についてもご記入ください。

①助成施策：獣医療費の補助、飼育のための必要経費補助（餌代など）

<取組の種類ごとの回答選択肢>

a. 補助犬の健康管理費（予防接種、医療費など） b. 飼育のための必要経費（餌など） c. その他

2018年度実施済み	2019年度実施予定	取組の種類	取組の具体的な内容	取組の課題（実施において課題と考えていることや対象者から寄せられた課題等）	費用（円）	補助金利用の有無

②理解促進：市町村・民間の理解促進を図るための研修会、補助犬ユーザーへの研修会

<取組の種類回答選択肢>

- a. 市町村担当者向け b. 受け入れ事業者向け c. 一般市民向け d. 児童・生徒向け e. 障害当事者向け
f. 補助犬使用者向け g. その他

2018 年度 実施 済み	2019 年度 実施 予定	取組の種類	取組の背景と具体的 な内容	取組による具体 的な効果	取組の課題（実施にお いて課題と考えている ことや対象者から寄せ られた課題 等）	費用（円）	補助金 利用の 有無

③啓発活動：補助犬同伴ステッカーやパンフレットの配布、5月22日の補助犬の日にイベント開催、補助犬
ニーズの掘り起こしを目的とした補助犬費使用者（障害者）に対する情報提供 等

<取組の種類回答選択肢>

- a. 補助犬啓発用のウェブサイト掲載 b. 厚生労働省リーフレット等の配布 c. 広報誌等への記事掲載
d. その他

2018 年度 実施 済み	2019 年度 実施 予定	取組の種類	取組の背景と具体的 な内容	取組による具体 的な効果	取組の課題（実施にお いて課題と考えている ことや対象者から寄せ られた課題 等）	費用（円）	補助金 利用の 有無

④育成計画：補助犬希望者数の把握、訓練事業者の育成頭数の把握 等

<取組の種類の手続き選択肢>

- a. 市区町村に対して調査 b. 障害者団体に対して調査 c. 訓練事業者に対して育成頭数調査 d. その他

2018年度 実施 済み	2019年度 実施 予定	取組の種類	取組の具体的な内容	取組の課題（実施において課題と考 えていることや対象者から寄せられた課題 等）	費用（円）	補助金 利用の 有無

⑤連携体制：補助犬使用者・訓練事業者・障害者団体・地方自治体の担当者・社会福祉協議会などから構成された連絡協議会、他県との連携 等

<取組の種類の手続き選択肢>

- a. 基幹相談支援センター b. 身体障害者更生相談所 c. 相談支援事業者 d. 障害福祉サービス事業者
e. 障害者団体 f. 医療機関 g. その他

2018年度 実施 済み	2019年度 実施 予定	取組の種類	取組の具体的な内容	取組の課題（実施において課題と考 えていることや対象者から寄せられた課題 等）	費用（円）	補助金 利用の 有無

(3) 平成30年度（2018年度）中、貴都道府県と管内市区町村とが連携・協力して行っている理解促進・啓発活動はありましたか。

<回答選択肢> a. あった b. なかった

項目	回答
貴都道府県と管内市区町村との共催、または一方が主催し他方が後援・協力する補助犬関係の理解促進・啓発活動	
貴都道府県と管内市区町村が連携・協力する補助犬関係の理解促進・啓発活動	
その他（下に自由にお書きください）	

(4) 地域生活支援事業による「身体障害者補助犬育成促進事業」の補助金について、利用における課題や利用していない理由があれば、ご記入ください。

--

V. 相談・問い合わせ

11. 補助犬に関する相談内容の記録、保管を行っていますか？

<回答選択肢> a. はい b. いいえ

回答

12. 平成30年度（2018年度）内の補助犬に関する問い合わせ状況についてお伺いします。問い合わせがあった場合には、誰から、どのような内容の問い合わせが何件あったかについて、記録されていたらご記入ください。さらに、可能な限り、問い合わせの具体的な内容と対応内容をご記入下さい。
※「報告書への公開を避けたい」場合は、その旨をご記入の上、できる限り詳細にご記入願います。

1) 盲導犬： a. あった b. なかった

回答

問い合わせ件数	補助犬の使用	補助犬の希望	障害者の家族	訓練事業者	受け入れ事業	一般市民	その他
盲導犬訓練事業者に関する紹介や相談							
盲導犬に関する資料請求							
その他の問い合わせ							
盲導犬同伴の受け入れ拒否に関する対応や相談							
盲導犬に関するその他の苦情							

具体的な問い合わせ内容	対応内容

2) 介助犬： a. あった b. なかった

回答

問い合わせ件数	補助犬の使用	補助犬の希望	障害者の家族	訓練事業者	受け入れ事業	一般市民	その他
介助犬訓練事業者に関する紹介や相談							
介助犬に関する資料請求							
その他の問い合わせ							
介助犬同伴の受け入れ拒否に関する対応や相談							
介助犬に関するその他の苦情							

具体的な問い合わせ内容	対応内容

3) 聴導犬: a. あった b. なかった

回答

問い合わせ件数	補助犬の使用	補助犬の希望	障害者の家族	訓練事業者	受け入れ事業	一般市民	その他
聴導犬訓練事業者に関する紹介や相談							
聴導犬に関する資料請求							
その他の問い合わせ							
聴導犬同伴の受け入れ拒否に関する対応や相談							
聴導犬に関するその他の苦情							

具体的な問い合わせ内容	対応内容

13. 障害者および一般市民に対して補助犬相談窓口の存在、目的、業務内容等に関して普及啓発を行っていますか？

<回答選択肢> a. はい b. いいえ

回答

「補助犬相談窓口」の具体的な普及啓発内容

VI. その他・意見等

14. 「身体障害者補助犬法改正」及び、「補助犬育成補助事業」等に関してご意見や、国に対する要望や質問等があれば、ご自由にお書き下さい。

※最後に、お手数をおかけいたしますが、貴都道府県の補助犬育成補助事業の最新の実施要綱及び助成申請から決定までの流れの様式に平成30年度（2018年度）中の変更がございましたら、お送り願います。
 ※全国のご担当者様より様々なご相談をいただき、受け入れトラブル等に関し、個別に対応させていただいております。障害者差別解消法、身体障害者補助犬法関連で、何かご不明な点やお困りの事がございましたら、どのような些細な事でも結構ですので、お気軽にご連絡下さいませ。

特定非営利活動法人日本補助犬情報センター TEL: 045-275-7770 FAX: 045-275-7771

今年もご協力いただきまして、誠にありがとうございました。

平成30年度（2018年度）調査 <政令指定都市・中核市>
身体障害者補助犬育成促進事業等実施実態調査

身体障害者補助犬の育成に対する助成制度は、障害者総合支援法に規定する地域生活支援事業により行われています。平成27年度から、地域生活支援事業による「身体障害者補助犬育成促進事業」に、以下の3点、

- ①従来からの補助犬の育成（費用助成）
- ②地域における理解促進・普及啓発に要する費用
- ③地域でのニーズの把握及び育成計画の作成等に要する費用

が補助対象に加えられました。そういった状況を鑑み、平成28、29年度調査に引き続き、「身体障害者補助犬育成促進事業」に関する取り組みの状況に関してより詳しく回答して頂くことに致しました。

ご多忙の折とは存じますが、**2020年2月6日（木）までにE-mailまたはFAXでご返信**下さいませよう。宜しくお願い申し上げます。

返信先E-mail: info-sub@sdrc.jp

FAX: 045-275-7771

【回答上の注意】ご回答は「Excelファイルへ入力しメール送信」か「印刷した調査票に記入しFAX送信」のいずれかにてお願いいたします。緑色は選択式、青色は数値記入式、黄色は自由記述式の回答欄です。選択式の欄はExcelのプルダウン選択枝があります。回答データの処理の都合上、調査票の回答欄の数を増やしたり減らしたりすることはご遠慮ください（回答欄の縦横の幅を変更するのは問題ございません）。回答欄の数が不足する場合や、ご回答が選択枝に合わない場合等は、調査票の右側欄外「備考欄」にご回答をお書きください。

I. 基本データ

政令市・中核市名	部署	担当課名	担当者数
電話番号	担当者氏名	専任/兼任	専任
FAX	今後の連絡先E-mail		兼任

1. 平成30年度（2018年度）の貴政令市・中核市内における第二種社会福祉事業の届出の増減についてうかがい

(1) 平成30年度に貴政令市・中核市内で、第二種社会福祉事業の届出を新たに行った訓練事業者はありますか？ 訓練事業者がある場合、その届出日もご記入下さい。

参考：厚生労働省ほじょ大匠

事業者の有無 a. あり b. ない	盲導犬		介助犬		聴導犬	
	訓練事業者名	届出日	訓練事業者名	届出日	訓練事業者名	届出日
事業者名と届出日						

(2) 平成30年度に貴政令市・中核市内で、第二種社会福祉事業の届出取り消し手続きを行った訓練事業者はありますか？ ある場合は以下に、届出日と合わせてご記入ください。

事業者の有無 a. あり b. ない	盲導犬		介助犬		聴導犬	
	訓練事業者名	届出日	訓練事業者名	届出日	訓練事業者名	届出日
事業者名と届出日						

II. 育成促進事業

2. 貴政令市・中核市に補助犬使用者はいますか？ いる場合は全体の人数とその内、地域支援活動支援事業による「身体障害者補助犬育成促進事業」の助成対象人数についてもご回答ください。

	盲導犬	介助犬	聴導犬
補助犬使用者 a. いる b. いない c. 不明 使用者の人数			

3. 平成30年度（2018年度）の補助犬の希望者はいましたか？ いた場合には件数をご記入願います。

	盲導犬	介助犬	聴導犬
補助犬希望者 a. いた b. いなかった 件数			

参考：以下は都道府県事業でもある「助成候補者決定」における調査や評価についての流れです。補助犬希望者によっては、始めに在住の政令市・中核市に相談に訪れる場合もあります。その場合には、以下のような対応をお願い致します。

(赤枠部分が政令市・中核市にご対応いただく部分です)



Ⅲ. 理解促進・普及啓発

身体障害者補助犬の育成に対する助成制度は、障害者総合支援法に規定する地域生活支援事業により行われています。平成28年度から、地域生活支援事業による「身体障害者補助犬育成促進事業」に、①従来からの補助犬の育成（費用助成）、②地域における理解促進・普及啓発に要する費用、③地域でのニーズの把握及び育成計画の作成等に要する費用、が補助対象に加えられました。

4. 補助犬法や補助犬に関する貴政令市・中核市での取り組みについて伺います。

(1) 貴政令市・中核市では、補助犬法や補助犬に関して、独自性のある取り組み（助成施策、理解促進・啓発、身体障害者補助犬育成計画の作成等）を実施しましたか、もしくは実施する予定がありますか。項目ごとにお答えください。

<回答選択肢> 2018年度 ⇒ a. 実施した b. 実施しなかった
2019年度以降予定 ⇒ a. 実施予定 b. 実施予定なし

項目	2018年度	2019年度以降予定
①助成施策：獣医療費の補助、飼育のための必要経費補助（餌代など）		
②理解促進：市町村・民間の理解促進を図るための研修会、補助犬ユーザーへの研修会		
③啓発活動：補助犬同伴ステッカーやパンフレットの配布、5月22日の補助犬の日にイベント開催、補助犬ニーズの掘り起こしを目的とした補助犬費使用者（障害者）に対する情報提供等		
④育成計画：補助犬希望者数の把握、訓練事業者の育成頭数の把握等		
⑤連携体制：補助犬使用者・訓練事業者・障害者団体・地方自治体の担当者・社会福祉協議会などから構成された連絡協議会、他県との連携等		

(2) 各取り組みに関しての具体的な内容や、取組の課題、おおよその費用、地域生活支援事業による「身体障害者補助犬育成促進事業」の補助金利用について、都道府県との連携の有無（補助犬育成促進事業による費用の助成を都道府県に申請しているかどうか）についてご回答ください。

※ ②理解促進 ③啓発活動については、取組の背景と具体的な内容、主な対象者、取組による効果、取組の課題についてもご記入ください。

①助成施策：獣医療費の補助、飼育のための必要経費補助（餌代など）

<取組の種類別の回答選択肢>

a. 補助犬の健康管理費（予防接種、医療費など） b. 飼育のための必要経費（餌など） c. その他

2018年度 実施 済み	2019 年度 実施 予定	取組の種類	取組の具体的な内容	取組の課題（実施において課題と考えていることや対象者から寄せられた課題等）	費用（円）	補助犬育成促進事業 都道府県との連携

②理解促進：市町村・民間の理解促進を図るための研修会、補助犬ユーザーへの研修会

<取組の種類回答選択肢>

- a. 市町村担当者向け b. 受け入れ事業者向け c. 一般市民向け d. 児童・生徒向け e. 障害当事者向け
f. 補助犬使用者向け g. その他

2018 年度 実施 済み	2019 年度 実施 予定	取組の種類	取組の背景と具体的 な内容	取組による具体 的な効果	取組の課題（実施にお いて課題と考えている ことや対象者から寄せ られた課題 等）	費用（円）	補助金 利用の 有無

③啓発活動：補助犬同伴ステッカーやパンフレットの配布、5月22日の補助犬の日にイベント開催、補助犬
ニーズの掘り起こしを目的とした補助犬費使用者（障害者）に対する情報提供 等

<取組の種類回答選択肢>

- a. 補助犬啓発用のウェブサイト掲載 b. 厚生労働省リーフレット等の配布 c. 広報紙等への記事掲載
d. その他

2018 年度 実施 済み	2019 年度 実施 予定	取組の種類	取組の背景と具体的 な内容	取組による具体 的な効果	取組の課題（実施にお いて課題と考えている ことや対象者から寄せ られた課題 等）	費用（円）	補助金 利用の 有無

④育成計画：補助犬希望者数の把握、訓練事業者の育成頭数の把握 等

<取組の種類の商品選択肢>

- a. 市区町村に対して調査 b. 障害者団体に対して調査 c. 訓練事業者に対して育成頭数調査 d. その他

2018 年度 実施 済み	2019 年度 実施 予定	取組の種類	取組の具体的な内容	取組の課題（実施において課題と考えていることや対象者から寄せられた課題 等）	費用（円）	補助金 利用の 有無

⑤連携体制：補助犬使用者・訓練事業者・障害者団体・地方自治体の担当者・社会福祉協議会などから構成された連絡協議会、他県との連携 等

<取組の種類の商品選択肢>

- a. 基幹相談支援センター b. 身体障害者更生相談所 c. 相談支援事業者 d. 障害福祉サービス事業者
e. 障害者団体 f. 医療機関 g. その他

2018 年度 実施 済み	2019 年度 実施 予定	取組の種類	取組の具体的な内容	取組の課題（実施において課題と考えていることや対象者から寄せられた課題 等）	費用（円）	補助金 利用の 有無

(3) 地域生活支援事業による「身体障害者補助犬育成促進事業」の補助金について、利用における課題や利用していない理由があれば、ご記入ください。

IV. 相談・問い合わせ

5. 補助犬に関する相談内容の記録、保管を行っていますか？

<回答選択肢> a. はい b. いいえ

回答

6. 平成30年度（2018年度）内の補助犬に関する問い合わせ状況についてお伺いします。問い合わせがあった場合には、誰から、どのような内容の問い合わせが何件あったかについて、記録されていたらご記入ください。さらに、可能な限り、問い合わせの具体的な内容と対応内容をご記入下さい。
※「報告書への公開を避けたい」場合は、その旨をご記入の上、できる限り詳細にご記入願います。

1) 盲導犬： a. あった b. なかった

回答

問い合わせ件数	補助犬の使用	補助犬の希望	障害者の家族	訓練事業者	受け入れ事業	一般市民	その他
盲導犬訓練事業者に関する紹介や相談							
盲導犬に関する資料請求							
その他の問い合わせ							
盲導犬同伴の受け入れ拒否に関する対応や相談							
盲導犬に関するその他の苦情							

具体的な問い合わせ内容	対応内容

2) 介助犬： a. あった b. なかった

回答

問い合わせ件数	補助犬の使用	補助犬の希望	障害者の家族	訓練事業者	受け入れ事業	一般市民	その他
介助犬訓練事業者に関する紹介や相談							
介助犬に関する資料請求							
その他の問い合わせ							
介助犬同伴の受け入れ拒否に関する対応や相談							
介助犬に関するその他の苦情							

具体的な問い合わせ内容	対応内容

3) 聴導犬: a. あった b. なかった

回答

問い合わせ件数	補助犬の使用	補助犬の希望	障害者の家族	訓練事業者	受け入れ事業	一般市民	その他
聴導犬訓練事業者に関する紹介や相談							
聴導犬に関する資料請求							
その他の問い合わせ							
聴導犬同伴の受け入れ拒否に関する対応や相談							
聴導犬に関するその他の苦情							

具体的な問い合わせ内容	対応内容

7. 障害者および一般市民に対して補助犬相談窓口の存在、目的、業務内容等に関して普及啓発を行っていますか？

<回答選択肢> a. はい b. いいえ

回答

具体的な普及啓発内容

V. その他・意見等

8. 「身体障害者補助犬法改正」及び、「補助犬育成補助事業」等に関してご意見や、国に対する要望やご質問等があれば、ご自由にお書き下さい。

※最後に、お手数をおかけいたしますが、貴政令市・中核市の補助犬育成補助事業の最新の実施要綱及び助成申請から決定までの流れの様式に平成30年度（2018年度）中の変更がございましたら、お送り願います。
 ※全国のご担当者様より様々なご相談をいただき、受け入れトラブル等に関し、個別に対応させていただいております。障害者差別解消法、身体障害者補助犬法関連で、何かご不明な点やお困りの事がございましたら、どのような些細な事でも結構ですので、お気軽にご連絡下さいませ。

特定非営利活動法人日本補助犬情報センター TEL: 045-275-7770 FAX: 045-275-7771

今年もご協力いただきまして、誠にありがとうございました。



日本補助犬情報センター
JAPANESE SERVICE DOG RESOURCE CENTER

発行者 特定非営利活動法人 日本補助犬情報センター

Japanese service dog resource center

〒223-0057 神奈川県横浜市港北区新羽町 1688-1-203

TEL:045-275-7770 FAX:045-275-7771

e-mail:info@jsdrc.jp HP:https://www.jsdrc.jp

(禁無断転載・無断転用)